

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案新旧対照表

目次

一	金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）	1
二	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）	34
三	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）	83
四	発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）	84
五	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）	85
六	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）	86
七	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）	160
八	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）	163
九	金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）	164
十	金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）	166
十一	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）	168
十二	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	227
十三	保険業法施行規則及び内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第十号）	243
十四	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	244
十五	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）	247
十六	貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）	250
十七	公認会計士試験規則（平成十六年内閣府令第十八号）	251
十八	金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）	252

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 納付命令（第一条―第一条の二十六）</p> <p>第二章 審判手続</p> <p>第一節 総則（第一条の二十七―第十三条）</p> <p>第二節 第六節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）</p> <p>第一条の三 法第七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額</p> <p>イ (1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間における法第七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第三百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい</p>	<p>目次</p> <p>第一章 納付命令（第一条―第一条の二十三）</p> <p>第二章 審判手続</p> <p>第一節 総則（第一条の二十四―第十三条）</p> <p>第二節 第六節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）</p> <p>第一条の三 法第七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額</p> <p>イ (1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間における法第七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第三百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい</p>

、同一の日において同一の有価証券報告書等（法第七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この条において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（法第七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。以下この条において同じ。）

(1) 法第七十二条の四第一項に規定するとき 当該有価証券報告書等に係る法第八十五条の七第三十一項第一号に定める事業年度の期間

(2) 法第七十二条の四第二項に規定するとき（法第八十五条の七第三十一項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）

当該四半期報告書に係る期間

(3) 法第七十二条の四第二項に規定するとき（法第八十五条の七第三十一項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。） 当該半期報告書に係る期間

、同一の日において同一の有価証券報告書等（法第七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この条において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（法第七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。以下この条において同じ。）

(1) 法第七十二条の四第一項に規定するとき 当該有価証券報告書等に係る法第八十五条の七第二十九項第一号に定める事業年度の期間

(2) 法第七十二条の四第二項に規定するとき（法第八十五条の七第二十九項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）

当該四半期報告書に係る期間

(3) 法第七十二条の四第二項に規定するとき（法第八十五条の七第二十九項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。） 当該半期報告書に係る期間

(4) 法第七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（法第八十五条の七第三項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）当該臨時報告書を提出した日（法第七十二条の四第三項に規定する場合にあっては、臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

ロ (略)

二 (略)

(貸借対照表)

第一条の四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 法第七十二条の十一第一項に規定するとき 当該虚偽等のある発行者等情報（同項に規定する虚偽等のある発行者等情報を含む。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。）に係る法

第八十五条の七第三項第五号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報（訂正発行者情報（法第二十七条の三十

(4) 法第七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（法第八十五条の七第二項第九号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）当該臨時報告書を提出した日（法第七十二条の四第三項に規定する場合にあっては、臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

ロ (略)

二 (略)

(貸借対照表)

第一条の四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 法第七十二条の十一第一項に規定するとき 当該虚偽等のある発行者等情報（同項に規定する虚偽等のある発行者等情報を含む。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。）に係る法

第八十五条の七第二項第五号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報（訂正発行者情報（法第二十七条の三十

二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。)である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報(法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。)(が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度)の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの(発行者情報に表示されたものに限る。)

(発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額)

第一条の八 法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額

イ 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度(当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間)における法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する算定基準有価証券(以下この条において「算定基準有価証券」という。)(の毎日の最終の価格(法第六十七条の十九又は法第三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一

二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。)である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報(法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。)(が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度)の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの(発行者情報に表示されたものに限る。)

(発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額)

第一条の八 法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額

イ 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第八十五条の七第二十九項第五号に規定する事業年度(当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間)における法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する算定基準有価証券(以下この条において「算定基準有価証券」という。)(の毎日の最終の価格(法第六十七条の十九又は法第三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一

の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。

の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。

ロ (略)

ロ (略)

二 (略)

二 (略)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における対価の額等)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の十 法第七十三条第一項第四号イに規定する内閣府令で定めるものは、違反者（同項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。

第一条の十 法第七十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係るものに限る。） 当該契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。以下この章において同じ。）から違反者が当該契約に

一 違反者（法第七十三条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用対象財産（法第二十八条第四項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が法第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下同じ。）の運用として法第七十三条第一項第四号の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合 イ に掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額
イ 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち違反

に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、法第七十三条第一項第四号の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの

二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。） 投資一任契約（法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下この章において同じ。）の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三 法第二十八条第四項第二号に掲げる行為 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

2 | 法第七十三条第一項第四号イに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定

行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い（法第二条第八項第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下同じ。）又は私募の取扱い（法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ | 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまで

める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛受を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い（法第二条第八項第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下この章において同じ。）又は私募の取扱い（法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下この章において同じ。）を行う金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この章において同じ。）に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときには当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とする。

3 | 法第七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定

の間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ | 基準日における当該運用対象財産の総額

二 | 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいう。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

2 | 前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下この章において同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における対価の額等）

第一条の十三 法第七十四条第一項第四号イに規定する内閣府令で定めるものは、違反者（同項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。

一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係るものに限る。） 当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、法第七十四条第一項第四号

（仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十三 法第七十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第七十四条第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用対象財産の運用として同項第四号の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について

の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの

二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。） 投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三 法第二十八条第四項第二号に掲げる行為 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

2 法第七十四条第一項第四号イに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その

違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。））において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金

他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定される場合には当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とする。

3 | 法第七十四条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4 | 第二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における対価

2 | 前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

2 | 前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

の総額

前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料

の額等)

第一条の十六 法第七十四条の二第一項第二号二(1)に規定する内閣府令で定めるものは、違反者(同項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの(不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。)とする。

一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為(法第二条第八項第十号イに掲げる契約に係るものに限る。)

ある登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、法第七十四条の二第一項第二号二の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの(以下この条において「算定対象取引」という。)に係る利益又は損失が帰属するもの

二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為(前号に掲げるものを除く。)

投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三 法第二十八条第四項第二号に掲げる行為(法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が抛

出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に

料等の額)

第一条の十六 法第七十四条の二第一項第二号二に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者(法第七十四条の二第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、運用対象財産の運用として同項第二号二の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合

イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの(以下この条において「算定対象取引」という。)が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。)の価額(運用報酬の算定の基礎となる期間(以下この号において「運用報酬算定期間」という。)が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理

に係る利益又は損失が帰属するもの

四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

2 法第七十四條の二第一項第二号ニ(1)に規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月(算定対象取引が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。)について違反者に前項各号に定める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。)の価額(運用報酬の算定の基礎となる期間(以下この項において「運用報酬算定期間」という。)が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるとき)には当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額)の総額とする。

的 な方法により算出した額(算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日(以下この号において「基準日」という。))において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額)に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額)の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

2 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額(当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額)の総額

前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 | 法第七十四條の二第一項第二号二(2)に規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額(当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額)の総額とする。

4 | 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における対価の額等)

第一條の十九 法第七十四條の三第一項第二号一(1)に規定する内閣府令で定めるものは、違反者(同項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの(不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。)とする。

- 一 法第二十八條第四項第一号に掲げる行為(法第二條第八項第十二号イに掲げる契約に係るものに限る。)
- 二 当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一條の十九 法第七十四條の三第一項第二号二に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 違反者(法第七十四條の三第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、運用対象財産の運用として同項第二号二の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合
イ に掲げる額に口に掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額
- イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買

用を行う金銭その他の財産のうち、法第七十四條の三第一項第二号二の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの。

二 法第二十八條第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。） 投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの。

三 法第二十八條第四項第二号に掲げる行為 法第二條第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの。

四 法第二十八條第四項第三号に掲げる行為 法第二條第八項第十号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの。

2 法第七十四條の三第一項第二号二(1)に規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二條第一項第十号に規定する投

有価証券に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二條第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱いは私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱いは私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品

資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定される場合には当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とする。

3 法第七十四条の三第一項第二号ニ(2)に規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

2 前項第一号イの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における対価の額等)

第一条の二十一 法第七十五条第一項第三号イに規定する内閣府令で定めるものは、同号の売買等をした者（以下この項から第三項までにおいて「違反者」という。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。

一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係るものに限る。） 当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、当該売買等（以下この項から第三項までにおいて「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの

二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。） 投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三 法第二十八条第四項第二号に掲げる行為 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の二十一 法第七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第一項第三号に規定する売買等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用対象財産の運用として当該売買等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該売買等（以下この項において「算定対象取引」という。）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について他に同一の銘柄の法第七十五条第一項第三号に規定する売買等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下

係る利益又は損失が帰属するもの

四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

2 法第七十五条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときは当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とし、当該総額が算出できない場合にあつては、当該算定対象取引をした価

この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

2 法第七十五条第二項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用対

格にその数量を乗じて得た額を十で除して得た額とする。

3 | 法第七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4 | 法第七十五条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同号の特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同号の株券等に係る売付け等をした者（以下この項から第六項までにおいて「違反者」という。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不当に課徴金の額を引き下げ、る目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。

一 | 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十号イに掲げる契約に係るものに限る。） 当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、法第七十五条第二項第三号の特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同号の株券

象財産の運用として当該買付け等又は売付け等をした場合 イに掲げる額に口に掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ | 当該買付け等又は売付け等（以下この項において「算定対象取引」という。）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実について他に同一の銘柄の法第七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終

等に係る売付け等（以下この項から第六項までにおいて「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの

二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。） 投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三 法第二十八条第四項第二号に掲げる行為 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

5 法第七十五条第二項第三号イに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い

了したものとみなして合理的な方法により算出した額）の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

3 第一項第一号イ及び前項第一号イの月数は、曆に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定される場合には当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とし、当該総額が算出できない場合にあつては、当該算定対象取引をした価格にその数量を乗じて得た額を十で除して得た額とする。

6 | 法第七十五条第二項第三号に規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

7 | 第二項及び第五項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算におけ

（重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算におけ

る最低の価格がない場合にこれに相当するもの等)

第一条の二十二 法第七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一・二 (略)

2 法第七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める額は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最低の価格(当該公表がされた後のものに限る。)とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格(当該業務等に関する重要事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。)に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3 (略)

4 法第七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める額は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最高の価格(当該公表がされた後のものに限る)

る最低の価格がない場合にこれに相当するもの等)

第一条の二十二 法第七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一・二 (略)

2 法第七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める額は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最低の価格(当該公表がされた後のものに限る。)とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格(当該公表がされた後のものに限る。)に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3 (略)

4 法第七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める額は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最高の価格(当該公表がされた後のものに限る)

。とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該業務等に関する重要事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

（第二条第八項第二号に掲げる行為等に付随する業務）

第一条の二十四 法第七十五条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第三十五条第一項第八号に掲げる行為を行う業務とする。

（仲介関連業務の対価の額に相当する額等）

第一条の二十五 法第七十五条の二第一項第一号及び第二号イに規定する内閣府令で定める額は、同項に規定する違反行為が行われた日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）について同項に規定する情報受領者等から当該違反行為をした者に対し、仲介関連業務（同項第一号に規定する仲介関連業務をいう。第三項において同じ。）の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（以下この項において「仲介関連業務報酬」という。）の価額（仲介関連業務報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「算定期間」という。）が一月を超える場

。とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

（新設）

（新設）

合にあつては、当該仲介関連業務報酬を当該算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とする。

2 | 法第七十五条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 法第七十五条の二第一項に規定する違反行為に係る法第六十六条第一項に規定する特定有価証券等の発行者から当該違反行為をした者に対し、募集等業務（法第七十五条の二第一項第二号に規定する募集等業務をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該募集等業務に併せて行われる法第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

二 前号の違反行為をした者がその募集等業務に関して他の者に法第八項第六号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、当該違反行為をした者から当該他の者に対し、当該業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

3 | 法第七十五条の二第二項第一号及び第二号イに規定する内閣府令で定める額は、同項に規定する違反行為が行われた日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）について同項に規定する情報受領者等から当該違反行為をした者に対し、仲介関連業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（以下この項において「仲介関連業務報酬」という。）

の価額（仲介関連業務報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該仲介関連業務報酬を当該算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4 法第七十五条の二第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 法第七十五条の二第二項に規定する違反行為に係る法第六十六条第一項に規定する株券等の発行者から当該違反行為をした者に対し、募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる法第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

二 前号の違反行為をした者がその募集等業務に関して他の者に法第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、当該違反行為をした者から当該他の者に対し、当該業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

5 第一項及び第三項の月数は、曆に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等）

第一条の二十六 法第七十五条の二第六項及び第十項に規定する内

（新設）

閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 特定有価証券等の売付け等（法第七十五条の二第五項に規定する特定有価証券等の売付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

二 特定有価証券等の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合、特定有価証券等（法第六十三条第一項に規定する特定有価証券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

三 株券等の売付け等（法第七十五条の二第九項に規定する株券等の売付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格

四 株券等の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合、株券等（法第六十七条第

一 項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

2 法第七十五条の二第六項及び第十項に規定する内閣府令で定める額は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最低の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該業務等に関する重要事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3 法第七十五条の二第八項及び第十二項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 特定有価証券等の買付け等（法第七十五条の二第七項に規定する特定有価証券等の買付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取

引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 特定有価証券等の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

三 株券等の買付け等（法第七十五条の二十一項に規定する株券等の買付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

四 株券等の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4 | 法第七十五条の二第八項及び第十二項に規定する内閣府令で定める額は、法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実

の公表がされた日における最高の価格（当該公表がされた後のものに限り。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該業務等に関する重要事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

第二章 審判手続

第一節 総則

（趣旨）

第一条の二十七 法第六章の二第二節の規定による審判手続については、同節に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（審判手続の終結）

第六十条 審判官は、金融庁長官が法第八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十八項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたと認めるときは、審判手続を終結する。

2・3 （略）

（決定の記載事項）

第二章 審判手続

第一節 総則

（趣旨）

第一条の二十四 法第六章の二第二節の規定による審判手続については、同節に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（審判手続の終結）

第六十条 審判官は、金融庁長官が法第八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十六項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたと認めるときは、審判手続を終結する。

2・3 （略）

（決定の記載事項）

第六十一条 法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

4 法第百八十五条の七第十八項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

一 法第百七十八条第一項各号に掲げる事実がないこと。

二 法第百八十五条の七第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十六項ただし書又は第十七項ただし書に該当すること。

(法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告)

第六十一条の七 法第百八十五条の七第十四項の規定による報告を行うおうとする者は、別紙様式による報告書を、次に掲げるいずれかの方法により、証券取引等監視委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 5 (略)

(罰金の確定裁判がある場合の按分額)

第六十一条の八 法第百八十五条の七第十六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額か

第六十一条 法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

4 法第百八十五条の七第十六項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。

一 法第百七十八条第一項各号に掲げる事実がないこと。

二 法第百八十五条の七第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十四項ただし書又は第十五項ただし書に該当すること。

(法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告)

第六十一条の七 法第百八十五条の七第十二項の規定による報告を行うおうとする者は、別紙様式による報告書を、次に掲げるいずれかの方法により、証券取引等監視委員会に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 5 (略)

(罰金の確定裁判がある場合の按分額)

第六十一条の八 法第百八十五条の七第十四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額か

ら同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第六項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(罰金の確定裁判があつた場合の按分額)

第六十一条の九 法第八十五条の八第六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、法第八十五条の七第一項(法第七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項(法第七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)、又は第十五項(法第七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)(の規定による決定に係る課徴金を合計した額に占める当該決定に係る課徴金の額の割合を乗じて得た額とする)。

(決定後の罰金、没収等との調整)

第六十二条 金融庁長官は、法第八十五条の八第一項から第三項までの規定により法第八十五条の七第一項(法第七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。)、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項(法第七十八条第一項第四号、第十一号

ら同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第六項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(罰金の確定裁判があつた場合の按分額)

第六十一条の九 法第八十五条の八第六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、法第八十五条の七第一項(法第七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項(法第七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)、又は第十三項(法第七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。)(の規定による決定に係る課徴金を合計した額に占める当該決定に係る課徴金の額の割合を乗じて得た額とする)。

(決定後の罰金、没収等との調整)

第六十二条 金融庁長官は、法第八十五条の八第一項から第三項までの規定により法第八十五条の七第一項(法第七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。)、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項(法第七十八条第一項第四号、第十一号

又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）又は第十五項（法第七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）の決定の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

2 (略)

3 金融庁長官は、法第八十五条の八第八項の規定により法第八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十項、第十一项、第十四項又は第十五項の決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4 金融庁長官は、法第八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分をした場合であつて、当該変更の処分をした後の法第八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十項、第十一项、第十四項又は第十五項の決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならない。法第八十五条の八第八項の規定による取消しの処分をした場合であつて、法第八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十項、第十一项、第十四項又は第十五項の決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。

(出頭命令の手続)

第六十三条 法第七十七条第一項第一号の規定により事件関係人又は参考人に出頭を求める処分をする場合は、次に掲げる事項を記載

又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）又は第十三項（法第七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）の決定の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

2 (略)

3 金融庁長官は、法第八十五条の八第八項の規定により法第八十五条の七第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4 金融庁長官は、法第八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分をした場合であつて、当該変更の処分をした後の法第八十五条の七第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならない。法第八十五条の八第八項の規定による取消しの処分をした場合であつて、法第八十五条の七第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。

(出頭命令の手続)

第六十三条 法第七十七条第一号の規定により事件関係人又は参考人に出頭を求める処分をする場合は、次に掲げる事項を記載した出

した出頭命令書を交付し、又は送付して、これを行わなければならない。
ない。

一〇四 (略)

頭命令書を交付し、又は送付して、これを行わなければならない。

一〇四 (略)

改 正 案	現 行
<p>別紙様式（第六十一条の七第一項関係） （略）</p> <p style="text-align: center;">課徴金の減額に係る報告書</p> <p>金融商品取引法第185条の7第14項の規定による報告を下記のとおり行います。 （略）</p>	<p>別紙様式（第六十一条の七第一項関係） （略）</p> <p style="text-align: center;">課徴金の減額に係る報告書</p> <p>金融商品取引法第185条の7第12項の規定による報告を下記のとおり行います。 （略）</p>

二 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 外国投資証券 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。</p> <p>三〇十四 (略)</p> <p>十四の二 上場投資法人等 法第六十三條第一項に規定する上場投資法人等をいう。</p> <p>十五〇十九 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)</p> <p>第九条の三 令第二十六條の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三〇十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十五〇十九 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)</p> <p>第九条の三 令第二十六條の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が</p>

行われているものに限る。)とする。

一〇三 (略)

四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている有価証券(外国投資証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの(以下この号において「外国投資証券等」と総称する。))並びに有価証券信託受益証券で外国投資証券等を受託有価証券とするもの及び同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資証券等に係る権利を表示するものに限る。()につき自己の計算による空売りを行う取引であつて、当該取引に関し、外国金融商品市場において当該会員等が当該空売りに係る有価証券の買付け(当該空売りに係る有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを信託して当該有価証券信託受益証券を取得することを含み、当該空売りに係る有価証券が同号に掲げる有価証券(以下この号において「預託証券」という。))である場合には、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを預託して当該預託証券を取得することを含み。)を行う取引を伴うもの(次に掲げるものに限る。)

イ・ロ (略)

行われているものに限る。)とする。

一〇三 (略)

四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている有価証券(法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの(以下この号において「外国投資証券等」と総称する。))並びに有価証券信託受益証券で外国投資証券等を受託有価証券とするもの及び同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資証券等に係る権利を表示するものに限る。()につき自己の計算による空売りを行う取引であつて、当該取引に関し、外国金融商品市場において当該会員等が当該空売りに係る有価証券の買付け(当該空売りに係る有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを信託して当該有価証券信託受益証券を取得することを含み、当該空売りに係る有価証券が同号に掲げる有価証券(以下この号において「預託証券」という。))である場合には、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを預託して当該預託証券を取得することを含み。)を行う取引を伴うもの(次に掲げるものに限る。)

イ・ロ (略)

五〇八 (略)

九 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ〇ハ (略)

二 金融商品取引所に上場されている社債券（新株予約権付社債券を除く。以下二において同じ。）又は店頭売買有価証券に該当する社債券であつて、当該社債券の発行者である会社以外の会社が発行した株券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行者である会社に対し、当該株券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。以下「交換社債券」という。）

ホ (略)

十・十一 (略)

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株

五〇八 (略)

九 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ〇ハ (略)

二 金融商品取引所に上場されている社債券（新株予約権付社債券を除く。二において同じ。）又は店頭売買有価証券に該当する社債券であつて、当該社債券の発行者である会社以外の会社が発行した株券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行者である会社に対し、当該株券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。以下「交換社債券」という。）

ホ (略)

十・十一 (略)

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り

式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

イ 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規定する投資信託約款において、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨を定めている投資信託に係るものに限る。）

ロ (略)

ハ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、外国投資証券であつてロに掲げる有価証券に類似するもの

ニト (略)

十三(三十六) (略)

2・3 (略)

(空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外)

第十五条の七 令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

イ 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四条第一項に規定する投資信託約款において、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨を定めている投資信託に係るものに限る。）

ロ (略)

ハ 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券のうちロに掲げる有価証券に類似するもの

ニト (略)

十三(三十六) (略)

2・3 (略)

(空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外)

第十五条の七 令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イ ホ (略)

ヘ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、外国投資証券(投資証券に類する証券にあつては、二に掲げる有価証券に類似するものに限る。)

ト ヌ又 (略)

三 (略)

(適用除外有価証券等)

第二十五条 令第二十七条第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有するものうち、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

一・二 (略)

2 | 令第二十七条第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)第二百五条第一号へに規定する不動産等資産をいう。

3 | 令第二十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間(投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。)の決算(当該決算が公表がされた(法第六十六條第四項に規定する公表が

二 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イ ホ (略)

ヘ 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券(投資証券に類する証券にあつては、二に掲げる有価証券に類似するものに限る。)

ト ヌ又 (略)

三 (略)

(適用除外有価証券)

第二十五条 令第二十七条に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有するものうち、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

されたをいう。以下この項において同じ。) ものでない場合は、最近営業期間の前営業期間の決算) 又は公表がされた情報(最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表がされたものでない場合であつて最近営業期間の前営業期間がない場合に限る。) において投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。) の資産の総額のうちに占める前項に規定する不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。

(役員及び主要株主の特定有価証券等の買付け又は売付けに含まれる場合)

第二十八条 法第六十三條第一項本文に規定する内閣府令で定める場合は、上場会社等の役員(投資法人である上場会社等の資産運用会社(投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。)) の役員を含む。第三十條第一項第二号及び第三号並びに第四十條第四項第二号を除き、以下この章において同じ。) 又は主要株主(法第六十三條第一項に規定する主要株主をいう。以下この章及び次章において同じ。) が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証券に係る買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。) 又は売付け等(同項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。) をする場合とする。

(役員及び主要株主の特定有価証券等の買付け又は売付けに含まれる場合)

第二十八条 法第六十三條第一項本文に規定する内閣府令で定める場合は、上場会社等の役員又は主要株主(同項に規定する主要株主をいう。以下この章において同じ。) が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証券に係る買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。) 又は売付け等(同項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。) をする場合とする。

(報告書の提出を要しない場合)

第三十条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

三 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該役員又は従業員の指図に基づき当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められ

(報告書の提出を要しない場合)

第三十条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

三 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該役員又は従業員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(当該役員又は従業員

る場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

四 上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第六号までにおいて同じ。）の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つた場合（第二号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五・六 （略）

六の二 上場会社等（上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。）の資産運用会社又はその特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）

七 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。第十四号において同じ。）又は投資証券の買付けが金融商品取引

員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

四 上場会社等の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つた場合（第二号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五・六 （略）
（新設）

七 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。第十四号において同じ。）の買付けが金融商品取引業者に委託等

業者に委託等をして行われた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

八 金融商品取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券又は投資証券の集合体を対象とする法第二十一条第一号に掲げる取引を行った場合

九 (略)

十 上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の発行する特定有価証券等のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であつて買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合（当該役員又は主要株主が専ら自己の資金調達のために行う場合に限る。）

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券

ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でイの性質を有するもの又は外国投資証券で投資法人債券に類する証券

十一～十三 (略)

十四 銀行等保有株式取得機構が上場会社等の株券若しくは投資証券の買付け（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第三十八条第二項に規定する特別株式買取り（同法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りを含む。）に該当する場合及び同法第三十八条の六第一項の規定に

をして行われた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

八 金融商品取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする法第二十一条第一号に掲げる取引を行った場合

九 (略)

十 上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の発行する特定有価証券等のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であつて買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合（当該役員又は主要株主が専ら自己の資金調達のために行う場合に限る。）

イ (略)

ロ (新設)

ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でイの性質を有するもの

十一～十三 (略)

十四 銀行等保有株式取得機構が上場会社等の株券の買付け（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第三十八条第二項に規定する特別株式買取り（同法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りを含む。）に該当する場合に限る。）を行った場合又は当該買付けした株券の売付け

よる投資口の買取りに該当する場合に限る。)を行つた場合又は当該買付けた株券若しくは投資証券の売付けを行つた場合(同法第三十五条の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構からその業務の一部について委託を受けた者が当該委託に基づき上場会社等の株券又は投資証券の買付け又は売付けを行つた場合を含む。)

2 4 (略)

(上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 四 (略)

五 法第六十六条第二項第一号チに掲げる事項 株式交換完全親会社(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。第五十五条の五第一項第二号において同じ。)となる会社にあつて、次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

六 九 (略)

十 令第二十八条第一号に掲げる事項 次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予

を行つた場合(同法第三十五条の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構からその業務の一部について委託を受けた者が当該委託に基づき上場会社等の株券の買付け又は売付けを行つた場合を含む。)

2 4 (略)

(上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第四十九条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 四 (略)

五 法第六十六条第二項第一号チに掲げる事項 株式交換完全親会社(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。)となる会社にあつて、次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

六 九 (略)

十 令第二十八条第一号に掲げる事項 次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあっては、当該業務上の提携の予

定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の増加額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式又は持分の取得価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少ない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(2)・(3) (略)

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあっては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場

定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の増加額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。）又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式又は持分の取得価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少ない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(2)・(3) (略)

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあっては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場

合にあつては、会社の属する企業集団とする。)の売上高の減少額が当該会社(協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。)の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社(協同組織金融機関を含む。)の株式(優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。)又は持分を取得している当該相手方の会社(協同組織金融機関を含む。)の株式又は持分の帳簿価額が会社(協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。)の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満であること。

(2)・(3) (略)

十一、十四 (略)

2 (略)

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第五十条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

合にあつては、会社の属する企業集団とする。)の売上高の減少額が当該会社(協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。)の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社(協同組織金融機関を含む。)の株式(優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。)又は持分を取得している当該相手方の会社(協同組織金融機関を含む。)の株式又は持分の帳簿価額が会社(協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。)の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満であること。

(2)・(3) (略)

十一、十四 (略)

2 (略)

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第五十条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一・二 (略)

三 令第二十八条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下ロにおいて「判決等」という。)にあつては、イに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により会社の給付する財産の額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四 令第二十八条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下ロにおいて「裁判等」という。)にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する

一・二 (略)

三 令第二十八条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(ロにおいて「判決等」という。)にあつては、イに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により会社の給付する財産の額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四 令第二十八条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(ロにおいて「裁判等」という。)にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事

各事業年度においていずれも当該裁判等による会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五〇十 (略)

(子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十二条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〇六 (略)

七 令第二十九条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあつては、当該業務上の提携の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社(協同組織金融機関を含む。)の株式(優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。)又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相

業年度においていずれも当該裁判等による会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五〇十 (略)

(子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十二条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの(次項に規定する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〇六 (略)

七 令第二十九条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあつては、当該業務上の提携の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社(協同組織金融機関を含む。)の株式(優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。)又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相手方

手方の会社の株式又は持分の取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(2)・(3) (略)

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）又は持分を取得している場合 取得している当該相手方の会社の株式又は持分の帳簿価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であること。

(2)・(3) (略)

八〇十二 (略)

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第六十六条

の会社の株式又は持分の取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(2)・(3) (略)

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該上場会社等の属する企業集団の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。）又は持分を取得している場合 取得している当該相手方の会社の株式又は持分の帳簿価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の百分の十に相当する額未満であること。

(2)・(3) (略)

八〇十二 (略)

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第六十六条

第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第六号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〜六 (略)

七 令第二十九条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあつては、当該業務上の提携の予定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相手方の会社の株式又は持分の取得価額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(2)・(3) (略)

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提

第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第六号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一〜六 (略)

七 令第二十九条第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあつては、当該業務上の提携の予定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。）又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相手方の会社の株式又は持分の取得価額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(2)・(3) (略)

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあつては、当該業務上の提

携の解消の予定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）又は持分を取得している場合 取得している当該相手方の会社の株式又は持分の帳簿価額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満であること。

(2)・(3) (略)

八〇十二 (略)

(子会社に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第五十三条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第六号に掲げる事実に係るもの（次項に規定する場合を除く。）は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 令第二十九条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

携の解消の予定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。(1)及び(2)において同じ。）又は持分を取得している場合 取得している当該相手方の会社の株式又は持分の帳簿価額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満であること。

(2)・(3) (略)

八〇十二 (略)

(子会社に発生した事実に係る重要事実の軽微基準)

第五十三条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第六号に掲げる事実に係るもの（次項に規定する場合を除く。）は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 令第二十九条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下ロにおいて「判決等」という。)にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該子会社(協同組織金融機関を含む。)の給付する財産の額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第二十九条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下ロにおいて「裁判等」という。)にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が企業集団の最近事業年度

イ (略)

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(ロにおいて「判決等」という。)にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該子会社(協同組織金融機関を含む。)の給付する財産の額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第二十九条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(ロにおいて「裁判等」という。)にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が企業集団の最近事業年度の売

の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四〇八 (略)

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第六号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 令第二十九条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該子会社（協同組織金融機関を含む。）の給付する財産の額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高

上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四〇八 (略)

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第六号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 (略)

二 令第二十九条の二第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により当該子会社（協同組織金融機関を含む。）の給付する財産の額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百

の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第二十九条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下ロにおいて「裁判等」という。)にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていづれも当該裁判等による売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四〇八 (略)

(重要事実となる子会社の売上高等の予想値等)

第五十五条 法第六十六条第二項第七号に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものの発行者その他の内閣府令で定めるものは、令第二十七条の二各号に掲げる有価証券(法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るものを除く。)の発行者及び連動子会社(子会社連動株式に係る売買等をする場合に限る。)とする。

2 (略)

分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第二十九条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(ロにおいて「裁判等」という。)にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていづれも当該裁判等による売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四〇八 (略)

(重要事実となる子会社の売上高等の予想値等)

第五十五条 法第六十六条第二項第七号に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものの発行者その他の内閣府令で定めるものは、令第二十七条の二各号に掲げる有価証券の発行者及び連動子会社(子会社連動株式に係る売買等をする場合に限る。)とする。

2 (略)

(上場投資法人等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十五条の二 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第九号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 法第六十六条第二項第九号に掲げる事項 投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の払込金額の総額が一億円(外国通貨をもって表示される投資証券の募集の場合にあっては、一億円に相当する額)未満であると見込まれること。

二 法第六十六条第二項第九号ハに掲げる事項 投資口の分割により一口に対し増加する投資口の数の割合が〇・一未満であること。

三 法第六十六条第二項第九号ニに掲げる事項 一口当たりの金銭の分配の額を前営業期間に係る一口当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること。

四 法第六十六条第二項第九号ホに掲げる事項 合併による投資法人の資産の増加額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間(当該投資法人の営業期間が六月である場合にあっては、当該合併の予定日の属する営業期間開始の日から開始する特定営業期間(連続する二営業期間をいう。以下同じ。))及び翌特定営業

(新設)

期間の各特定営業期間）においていずれも当該合併による当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益（当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、最近二営業期間の営業収益の合計額）の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

（上場投資法人等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準等）

第五十五条の三 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第十号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 法第六十六条第二項第十号イに掲げる事実 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

二 法第六十六条第二項第十号ロに掲げる事実 法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実（投資口の上場廃止の原因となる事実を除く。）が生じたこと。

三 令第二十九条の二の三第一号に掲げる事実 次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の十五に相

（新設）

当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により投資法人の給付する財産の額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四 令第二十九条の二の三第二号に掲げる事実 次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する営業期間開始の日から三年以内に

開始する各営業期間においていずれも当該仮処分命令による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五 令第二十九条の二の三第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 令第二十九条の二の三第六号に掲げる事実 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第二十九条の二の三第七号に掲げる事実 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。）との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該取引の停止による投資法人の営業収益の減少額が当該投

資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

八 令第二十九条の二の三第八号に掲げる事実 債務の免除の額は債務の引受け若しくは弁済の額が投資法人の最近営業期間の末日における債務の総額の百分の十に相当する額未満であること。

九 令第二十九条の二の三第九号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該資源による投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2 令第二十九条の二の三第七号に規定する営業期間が六月以下であるものとして内閣府令で定める上場会社等とは、営業期間が六月である上場会社等（上場投資法人等に限る。次条において同じ。）とし、同号に規定する内閣府令で定める取引先とは、最近二営業期間における営業収益又は営業費用の合計額が当該最近二営業期間における営業収益の総額又は営業費用の総額の百分の十以上である取引先とする。

3 第一項各号（第一号、第二号、第六号及び第八号を除く。）に定める基準について、投資法人の営業期間が六月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（一の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

(重要事実となる上場投資法人等の営業収益等の予想値等)

第五十五条の四 法第六十六条第二項第十一号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の営業収益等(同号に規定する営業収益等をいう。)又は分配に係るものについては、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

一 営業収益 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)で除して得た数値が一・一以上又は〇・九以下であること。

二 経常利益 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)で除して得た数値が一・三以上又は〇・七以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は、全てこの基準に該当することとする。)であり、かつ、新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)とのいずれか少なくとも数値から他方を減じて得たものを前営業期間の末日における純資産額で除して得た数値が百分の五以上であること。

三 純利益 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における

(新設)

数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）で除して得た数値が一・三以上又は〇・七以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は全てこの基準に該当することとする。）であり、かつ、新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値）とのいずれか少なくとも数値から他方を減じて得たものを前営業期間の末日における純資産額で除して得た数値が百分の二・五以上であること。

四 金銭の分配 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間に係る金銭の分配の実績値）で除して得た数値が一・二以上又は〇・八以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は全てこの基準に該当することとする。）であること。

（上場投資法人等の資産運用会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十五条の五 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第十二号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分

（新設）

に应じ、当該各号に定めることとする。

一 法第六十六条第二項第十二号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）の取得が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の取得価額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産の譲渡が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の譲渡価額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産の貸借が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該貸借が行われることとなることによる当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

二 法第六十六条第二項第十二号ハに掲げる事項 株式交換完全

親会社となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる株式交換以外の株式交換

三 法第六十六條第二項第十二号ホに掲げる事項 吸収合併存続会社（会社法第七百四十九條第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併

四 令第二十九條の二の四第一号に掲げる事項 次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であつて、投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合以外の場合

ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、主要株主の異動が見込まれる場合以外の場合

五 令第二十九條の二の四第二号に掲げる事項 次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合以外の場合

ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合であつて、主要株主の異動が見込まれる場合以外の場合

六 令第二十九條の二の四第三号に掲げる事項 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においてい

ずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第二十九条の二の四第四号に掲げる事項 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止されることとなることによる当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

八 令第二十九条の二の四第六号に掲げる事項 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、新たに開始されることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該資産の運用が新たに開始されることとなることによる当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該資産の運用が新たに開始されることとなるために当該投資法人が特別に支出する額の合計額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2 前項各号（第二号から第五号までを除く。）に定める基準について、投資法人の営業期間が六月であるときは、当該各号中「各営業

期間」とあるのは「各特定営業期間（一の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

（上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実の軽微基準）

第五十五条の六 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第十三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 法第六十六条第二項第十三号イに掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該処分による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

二 令第二十九条の二の五第一号に掲げる事実 次に掲げるものいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことにあつては、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれ

（新設）

も当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていづれも当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第二十九条の二の五第二号に掲げる事実 次に掲げるものはいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていづれも当該仮処分命令による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申

立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下口において「裁判等」という。）にあつては、当該裁判等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2 前項各号に定める基準について、投資法人の営業期間が六月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（一の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

（特定関係法人となる者）

第五十五条の七 令第二十九条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、上場投資法人等が提出した法第二十七条において準用する法第五条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による有価証券報告書若しくは法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による半期報告書で法第二十七条において準用する法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定により

（新設）

公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて当該上場投資法人等の資産運用会社の親会社として記載され、又は記録された会社とする⁹。

2 令第二十九条の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、上場投資法人等が提出した法第二十七条において準用する法第五条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による有価証券報告書若しくは法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による半期報告書で法第二十七条において準用する法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定により公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。次条において同じ。）のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げる取引（次条で定める基準に該当するものに限る。）を行い、又は行った法人として記載され、又は記録された法人とする。

(特定資産の価値に及ぼす影響が重大な取引の基準)

第五十五条の八 令第二十九条の三第三項に規定する特定資産の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号及び第二号に掲げる上場投資法人等と当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等との取引に係るものは、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の二十以上であることとする。

一 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等が令第二十九条の三第三項第一号及び第二号に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額

二 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等が当該利害関係人等との間で令第二十九条の三第三項第一号及び第二号に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額

2 令第二十九条の三第三項に規定する特定資産の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第三号及び第四号に掲げる上場投資法人等及び同号に規定する信託の受託者と当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等との取引に係るものは、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の二十以上であることとする。

一 前営業期間における当該上場投資法人等の営業収益の合計額

二 次に掲げる金額のうちいずれが多い金額

イ 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人

(新設)

等及び令第二十九条の三第三項第四号に規定する信託の受託者が当該利害関係人等から同項第三号及び第四号に掲げる取引の対価として受領した金額の合計額の一営業期間当たりの平均額

ロ 当営業期間の開始の日から三年間において当該上場投資法人等及び令第二十九条の三第三項第四号に規定する信託の受託者が当該利害関係人等から同項第三号及び第四号に掲げる取引の対価として受領することが見込まれる金額の合計額の一営業期間当たりの平均額

(株券等に含まない有価証券等)

第五十七条 令第三十一条に規定する株券(外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。)から除くものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式に係る株券

(削る)

二 外国の者の発行する証券又は証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

2 | 令第三十一条に規定する新株予約権証券(外国の者の発行する証券又は証券で新株予約権証券の性質を有するものを含む。)から除くものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 新株予約権証券のうち前項第一号に掲げる株式のみを取得する

(株券等に含まない有価証券等)

第五十七条 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式に係る株券

二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち前号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの

三 外国の者の発行する証券又は証券で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(新設)

権利を付与されているもの

二 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

3 令第三十一条に規定する新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。）から除くものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 新株予約権付社債券のうち第一項第一号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの

二 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

4 令第三十一条に規定する投資証券等から除くものとして内閣府令で定めるものは、外国投資証券で投資証券に類する証券のうち投資主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない投資口に係るものとする。

5 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、第一項から第三項までの各号に掲げるものを除く。次号において同じ。）又は投資証券等（投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、前項に規定するものを除く。次号において同じ。）を受託有価証券

（新設）

（新設）

2 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、前項各号に掲げるものを除く。次号において同じ。）を受託有価証券とするもの（次項第四号において「株券等信託受益証券」という。）

<p>とするもの（次項第四号において「株券等信託受益証券」という。）。</p> <p>二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は投資証券等に係る権利を表示するもの（次項第五号において「株券等預託証券」という。）</p> <p>6 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法</p> <p>イ〜ホ （略）</p> <p>へ 投資証券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数</p> <p>ト 外国投資証券で投資証券に類する証券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数</p> <p>五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法</p> <p>イ〜ホ （略）</p> <p>へ 投資証券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口に係る議決権の数</p> <p>ト 外国投資証券で投資証券に類する証券 当該株券等預託証券</p>	<p>三 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法</p> <p>イ〜ホ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法</p> <p>イ〜ホ （略）</p> <p>（新設）</p>
---	--

において表示される権利の目的である投資口に係る議決権の数

(新設)

(規制対象となる社債券に係る売買等)

第五十八条 法第百六十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号若しくは令第二十八条第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八条の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号若しくは令第二十九条の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るものを知って売買等をする場合とする。

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該上場

(規制対象となる社債券に係る売買等)

第五十八条 法第百六十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号若しくは令第二十八条第八号に掲げる事項に係るもの又は令第二十八条の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るものを知って売買等をする場合とする。

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該上場

会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行う場合（当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けした株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けの指図を行う場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

六 上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。）の關係会社の従業員が当該關係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合（第四号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づか

会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う場合（当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けした株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該上場会社等の株券の買付けの指図を行う場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

六 上場会社等の關係会社の従業員が当該關係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合（第四号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円

ず、継続的に行われる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

七・八（略）

八の二 上場会社等（上場投資法人等に限る。）の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）

九 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。）

）又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

十・十三（略）

2・4（略）

（株券等に係る買付け等に準ずるもの）

第六十条 令第三十三条の三第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 株券等（法第六十七条第一項に規定する株券等をいう。第六

に満たない場合に限る。次号において同じ。）

七・八（略）

（新設）

九 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。）

）の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

十・十三（略）

2・4（略）

（株券等に係る買付け等に準ずるもの）

第六十条 令第三十三条の三第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 株券等（法第六十七条第一項に規定する株券等をいう。第六

十二条及び第六十二条の二を除き、以下同じ。)に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者(売方関連株券等の場合)にあつては、支払う立場の当事者。以下この条及び次条において同じとなるもの。

二(十六) (略)

(公開買付け等事実に係る軽微基準)

第六十二条 法第六十七條第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実(同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。第六十三條第一項において同じ。)のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであつて、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該買集め行為により各年において買集める株券等(令第三十一条に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。)の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係ること。

二 (略)

(伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容)

第六十二条の二 法第六十七條第五項第八号ハに規定する公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項は、次

十二条を除き、以下同じ。)に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者(売方関連株券等の場合)にあつては、支払う立場の当事者。以下この条及び次条において同じ。)となるもの。

二(十六) (略)

(公開買付け等事実に係る軽微基準)

第六十二条 法第六十七條第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実(同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。次条第一項において同じ。)のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであつて、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該買集め行為により各年において買集める株券等(令第三十一条に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。)の数が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係ること。

二 (略)

(新設)

に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる事項とする。

一 上場等株券等の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合 当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者（法第六十七條第五項第八号に規定する特定公開買付者等関係者をいう。以下この条において同じ。）から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イ 当該公開買付けに係る公開買付者等（法第六十七條第一項に規定する公開買付者等をいう。以下この条において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 当該公開買付けに係る買付け等（法第二十七條の二第一項に規定する買付け等をいう。ハにおいて同じ。）の対象となる同項に規定する株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類

ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、法第二十七條の二第二項に規定する買付け等の価格、法第二十七條の三第一項に規定する買付予定の株券等の数及び法第二十七條の十三第四項各号に掲げる条件の内容

二 令第三十一条に規定する買集め行為の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合 当該買集め行為に係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イ 当該買集め行為に係る公開買付者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 当該買集め行為の対象となる株券等（令第三十一条に規定す

る株券等をいう。ハにおいて同じ。）の発行者の名称及び当該株券等の種類

ハ 当該買集め行為に係る買付けの期間、買付けの価格及び買付けの株券等の数

三 上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合 当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イ 当該公開買付けに係る公開買付者等の名称及び所在地

ロ 当該公開買付けに係る買付け等（法第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等をいう。ハにおいて同じ。）の対象となる上場株券等の発行者の名称及び当該上場株券等の種類

ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二十二の二第二項に規定する買付け等の価格、法第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する法第二十七条の三第一項に規定する買付けの株券等の数及び法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号に掲げる条件の内容

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 法第六十七條第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 法第六十七條第五項第十二号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る

株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者との間で当該発行者の発行する株券等に係る買付け等（法第六十七條第一項に規定する買付け等という。第十号及び第十一号を除き、以下この項において同じ。）又は売付け等（法第六十七條第一項に規定する売付け等という。以下この項において同じ。）に關し書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において当該買付け等又は売付け等を行う場合

二・三 (略)

四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員（当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを行う場合（当該発行者が会社法第五十六條第一項（同法第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基

株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社との間で当該会社の発行する株券等に係る買付け等（法第六十七條第一項に規定する買付け等という。第十号及び第十一号を除き、以下この項において同じ。）又は売付け等（法第六十七條第一項に規定する売付け等という。以下この項において同じ。）に關し書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において当該買付け等又は売付け等を行う場合

二・三 (略)

四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員（当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行う場合（当該会社が会社法第五十六條第一項（同法第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付け

づき買い付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等を行つて行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回家当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該発行者の株券又は投資証券の買付けの指図を行う場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

六〇八（略）

八の二 公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である投資法人の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）

九 累積投資契約により公開買付け等に係る上場等株券等又は上場

た株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回家当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該会社の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該会社の株券の買付けの指図を行う場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該会社の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

六〇八（略）

（新設）

九 累積投資契約により公開買付け等に係る上場等株券等又は上場

株券等の発行者の発行する株券又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

十〇十一（略）

十二 公開買付け等事実を知る前に発行者の同意を得た上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。）を行う場合

十三（略）

2 前項第四号に規定する当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

二・三（略）

3（略）

株券等の発行者である会社の発行する株券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

十〇十一（略）

十二 公開買付け等事実を知る前に発行者である会社の同意を得た上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。）を行う場合

十三（略）

2 前項第四号に規定する当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

二・三（略）

3（略）

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において公開買付け等に係る上場等株券等若しくは上場株券等の発行者又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において公開買付け等に係る上場等株券等若しくは上場株券等の発行者である会社又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第三号（第二十九条関係） <div style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</div> <p style="text-align: center;">役員又は主要株主の売買報告書 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 特定有価証券等の種類 次の区分に応じて該当する番号を○で囲むこと（国内発行及び海外発行を問わない。）。</p> <p style="padding-left: 20px;">普通株式、優先株式、新株予約権証券及び投資口・・・1 普通社債券、新株予約権付社債券及び投資法人債券・・・2 その他・・・3</p> <p style="padding-left: 20px;">（注）その他の欄には、該当する特定有価証券等（1及び2に該当するものを除く。）の種類を記載すること（例：預託証券）。</p> <p>3、4 （略）</p> <p>5 銘柄名 特定有価証券等又は特定有価証券等に係るデリバティブ取引の具体的な銘柄名等を記載すること。なお、普通社債券、新株予約権付社債券及び投資法人債券については、回記号及び発行年月日を併せて記載すること。</p> <p>6、7 （略）</p> <p>8 取引者と会社との関係 発行会社（投資法人である場合はその資産運用会社を含む。）の役員である場合は「1」を、主要株主である場合は「2」を記載すること。</p> <p>9～14 （略）</p> <p>15 数量 <u>売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。</u> （注）記載単位・・・株式：1株 投資口：1口 <u>普通社債券・新株予約権付社債券・投資法人債券：1万円</u> <u>新株予約権証券：1証券</u> <u>上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。</u></p> <p>16 単価 <u>売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は、株式及び投資口は円、株式及び投資口以外は銭とする。</u> （注）特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客電信直物買相場の中値を用いることとする。</p> <p>17、18 （略）</p> </p>	<p>別紙様式第三号（第二十九条関係） <div style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</div> <p style="text-align: center;">役員又は主要株主の売買報告書 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 特定有価証券等の種類 次の区分に応じて該当する番号を○で囲むこと（国内発行及び海外発行を問わない。）。</p> <p style="padding-left: 20px;">普通株式、優先株式及び新株予約権証券・・・1 普通社債券及び新株予約権付社債券・・・2 その他・・・3</p> <p style="padding-left: 20px;">（注）その他の欄には、該当する特定有価証券等（1及び2に該当するものを除く。）の種類を記載すること（例：預託証券）。</p> <p>3、4 （略）</p> <p>5 銘柄名 特定有価証券等又は特定有価証券等に係るデリバティブ取引の具体的な銘柄名等を記載すること。なお、普通社債券及び新株予約権付社債券については、回記号及び発行年月日を併せて記載すること。</p> <p>6、7 （略）</p> <p>8 取引者と会社との関係 発行会社の役員である場合は「1」を、主要株主である場合は「2」を記載すること。</p> <p>9～14 （略）</p> <p>15 数量 <u>売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。</u> （注）記載単位・・・株式：1株 普通社債券・新株予約権付社債券：1万円 <u>新株予約権証券：1証券</u> <u>上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。</u></p> <p>16 単価 <u>売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は、株式は円、株式以外は銭とする。</u> （注）特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客電信直物買相場の中値を用いることとする。</p> <p>17、18 （略）</p> </p>

三 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十二年大蔵省令第三十八号）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式 （略） 第5【対象者の状況】（28） 1～4 （略） <u>5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】（34）</u> <u>6【その他】（35）</u> （略） （記載上の注意） （1）～（33） （略） <u>（34） 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等</u> <u>法第167条第5項第8号の規定の適用を受けようとする場合には、同号イからハまでに掲げる事項</u> <u>を記載すること。</u> <u>（35） （略）</u></p>	<p>第二号様式 （略） 第5【対象者の状況】（28） 1～4 （略） （新設） <u>5【その他】（34）</u> （略） （記載上の注意） （1）～（33） （略） （新設） <u>（34） （略）</u></p>

四 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改正案	現 行
<p>第二号様式 （略） 第2【公開買付者の状況】 1～4 （略） <u>5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】</u>（18） （記載上の注意） （1）～（17） （略） （18） <u>伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等</u> <u>法第167条第5項第8号の規定の適用を受けようとする場合には、同号イからハまでに掲げる事項を記載すること。</u></p>	<p>第二号様式 （略） 第2【公開買付者の状況】 1～4 （略） （新設） （記載上の注意） （1）～（17） （略） （新設）</p>

五 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>（変更報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 株券等保有割合（法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以下同じ。）が百分の五以下であることが記載された変更報告書を既に提出している場合</p> <p>二 (略)</p>	<p>（変更報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 株券等保有割合（法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以下同じ。）が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合</p> <p>二 (略)</p>

六 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国投資信託受益証券（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券及び同号に掲げる投資法人債券（以下「投資法人債券」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>二の三 外国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 外国投資信託受益証券（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 外国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。以下同じ。）</p> <p>三 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国資産流動化証券（特定内国資産流動化証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第十項に規定する特定約束手形及び</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国投資信託受益証券 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 内国投資証券 法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券及び投資法人債券をいう。</p> <p>二の三 外国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 外国投資信託受益証券 法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 外国投資証券 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。</p> <p>三 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国資産流動化証券 ロに掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第十項に規定する特定約束手形及び第八</p>

第八条第二号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）

ロ 外国資産流動化証券（第八条第四号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）

三の二 特定内国資産流動化証券 法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券をいう。

三の三 特定外国資産流動化証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第四号及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。

三の四 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産信託流動化受益証券（法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）

ロ 外国資産信託流動化受益証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）

四 信託受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国信託受益証券（法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（第六号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

ロ 外国信託受益証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（第六号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

条第二号に掲げる有価証券をいう。

ロ 特定内国資産流動化証券 法第二条第一項第四号及び第八号に掲げる有価証券をいう。

ハ 外国資産流動化証券 第八条第四号に掲げる有価証券をいう。

ニ 特定外国資産流動化証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第四号及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。

（新設）

（新設）

三の二 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産信託流動化受益証券 法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産信託流動化受益証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。

四 信託受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国信託受益証券 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（第六号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

ロ 外国信託受益証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（第六号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

証券のうち、同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)

四の二 信託社債券 次に掲げるものをいう。

イ 内国信託社債券(第八条第一号に掲げるものをいう。以下同じ。)

ロ 外国信託社債券(第八条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。)

四の三 抵当証券等 次に掲げるものをいう。

イ 内国抵当証券(法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)

ロ 外国抵当証券(法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)

四の四 (略)

五 信託受益権 次に掲げるものをいう。

イ 内国信託受益権(法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち法第三条第三号ロに掲げる権利に該当するものをいう。以下同じ。)

ロ 外国信託受益権(法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち法第三条第三号ロに掲げる権利に該当するものをいう。以下同じ。)

五の二 内国有価証券投資事業権利等 法第二条第二項第三号及

証券のうち、同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。

四の二 信託社債券 次に掲げるものをいう。

イ 内国信託社債券 第八条第一号に掲げるものをいう。

ロ 外国信託社債券 第八条第三号に掲げるものをいう。

四の三 抵当証券等 次に掲げるものをいう。

イ 内国抵当証券 法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国抵当証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。

四の四 (略)

五 信託受益権 次に掲げるものをいう。

イ 内国信託受益権 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等(法第三条第三号に掲げる有価証券投資事業権利等をいう。ロ並びに次号イ及びロ並びに第二十三条において同じ。)に該当するものをいう。

ロ 外国信託受益権 法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等に該当するものをいう。

五の二 有価証券投資事業権利等 次に掲げるものをいう。

び第五号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ又はロに掲げる権利に該当するものをいう。

五の三 外国有価証券投資事業権利等 法第二条第二項第四号及び第六号に掲げる権利のうち法第三条第三号イ又はロに掲げる権利に該当するものをいう。

六・六の二 (略)

七 内国特定有価証券 第二号の二、第三号イ、第三号の二、第三号の四イ、第四号イ、第四号の二イ、第四号の三イ、第五号イ及び第五号の二に掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証券（内国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

八 外国特定有価証券 第二号の三、第三号ロ、第三号の三、第三号の四ロ、第四号ロ、第四号の二ロ、第四号の三ロ、第四号の四、第五号ロ及び第五号の三に掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）をいう。

九〇九の四 (略)

九の五 組合等財産 内国^一有価証券投資事業権利等又は外国有価証券投資事業権利等の発行者が当該内国^一有価証券投資事業権利

イ 内国^一有価証券投資事業権利等 法第二条第二項第三号及び第五号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等に該当するものをいう。

ロ 外国有価証券投資事業権利等 法第二条第二項第四号及び第六号に掲げる権利のうち有価証券投資事業権利等に該当するものをいう。

(新設)

六・六の二 (略)

七 内国特定有価証券 第二号の二、第三号イ及びロ、第三号の二イ、第四号イ、第四号の二イ、第四号の三イ、第五号イ並びに第五号の二イに掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証券（内国法人が発行者であるものに限る。）をいう。

八 外国特定有価証券 第二号の三、第三号ハ及びニ、第三号の二ロ、第四号ロ、第四号の二ロ、第四号の三ロ、第四号の四、第五号ロ並びに第五号の二ロに掲げる有価証券並びに第六号及び第六号の二に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）をいう。

九〇九の四 (略)

(新設)

等又は当該外国有価証券投資事業権利等に係る事業のために管理、運用又は処分する財産をいう。

十～二十一の二 (略)

二十二 臨時報告書 法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十九条において同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十二の二 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する外国会社臨時報告書をいう。
二十三～二十九 (略)

〔特定現物出資〕

第一条の三 令第二条の九第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、競走用馬（競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十四条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）の登録を受け、又は受けようとするものに限る。）とする。

（参照方式による有価証券届出書）

第十一条の三 法第五条第五項において準用する同条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる全ての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条

十～二十一の二 (略)

二十二 臨時報告書 法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書をいう。

二十二の二 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社臨時報告書をいう。
二十三～二十九 (略)

〔法第二章の規定を適用する有価証券投資事業権利等に係る出資対象事業の範囲〕

第一条の三 令第二条の九第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、競走用馬（競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十四条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）の登録を受け、又は受けようとするものに限る。）とする。

（参照方式による有価証券届出書）

第十一条の三 法第五条第五項において準用する同条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同

第四項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一 四 (略)

2・3 (略)

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 内国投資証券又は外国投資証券 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。以下この号において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定店頭売買特定有価証券を除く。以下この号において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券である場合にあつては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当すること

条第四項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一 四 (略)

2・3 (略)

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 内国投資証券又は外国投資証券 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。以下この号において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定店頭売買特定有価証券を除く。以下この号において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券である場合にあつては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当すること

となった日、店頭登録投資証券である場合にあっては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなった日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日（以下この号において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場（法第二十四条第四項に規定する金融商品市場をいう。以下「イ」において同じ。）における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下「イ及びロ」において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

ロ（ホ）（略）

二（略）

となった日、店頭登録投資証券である場合にあっては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなった日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日（以下この号において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場（法第二十四条第四項に規定する金融商品市場をいう。以下「イ」において同じ。）における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下「イ及びロ」において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

ロ（ホ）（略）

二（略）

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定期有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書(第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。)

イ 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

ロ 当該内国特定有価証券の発行につき役員会(投資信託及び投資法人に関する法律第百十二条に規定する役員会その他これに類する機関をいう。以下同じ。)(の決議、投資主総会(同法第八十九条第一項に規定する投資主総会その他これに類する機関をいう。以下同じ。)(の決議若しくは組合員等(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合の組合員、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定期有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書(第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。)

イ 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

ロ 当該特定有価証券の発行につき役員会の決議、投資主総会の決議若しくは組合員総会の決議があつた場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し若しくは当該組合員総会の議事録の写し又はこれらに類する書面

組合契約における営業者、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合の組合員又はこれらに類する者をいう。以下ロ及び第二十五条第二項第三号において同じ。）の決定があつた場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し若しくは当該組合員等の決定があつたことを証する書面の写し又はこれらに類する書面

ハ ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産、管理資産、特定信託財産若しくは組合等財産（第二十九条において「ファンド等」と総称する。）に関し業務上密接な関係を有する法人（当該有価証券届出書の提出者が令第二十七条第二号イ又はロに規定する投資法人である場合にあっては「特定関係法人を含む。以下「関係法人」という。）のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面（当該締結した契約又は当該締結しようとする契約の主要な内容が当該有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

ニ・ホ（略）

二（略）

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

ハ ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産、管理資産若しくは特定信託財産に関し業務上密接な関係を有する法人（以下「関係法人」という。）のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面（当該締結した契約又は当該締結しようとする契約の主要な内容が当該有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

ニ・ホ（略）

二（略）

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

ホ 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十
二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の目的及び基
本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説
明した書面

四〜六 (略)

七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書

類

イ〜ハ (略)

ニ 外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条
第二十三項に規定する外国投資法人をいう。）の目的及び基
本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説
明した書面

八 (略)

2 (略)

3 第一項第一号ハの「特定関係法人」とは、投資法人の資産運用
会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定
する資産運用会社をいう。以下この項において同じ。）の親会社
（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十
八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第
八条第三項に規定する親会社をいう。）又は当該資産運用会社の
利害関係人等（同法第二百一条第一項に規定する利害関係人等を
いう。）のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げ

イ〜ニ (略)

ホ 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の
推移を的確かつ簡明に説明した書面

四〜六 (略)

七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書

類

イ〜ハ (略)

ニ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標
等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

八 (略)

2 (略)

(新設)

る取引（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）第五十五条の八各項に定める基準に該当するものに限る。）を行い、若しくは行つた法人をいう。

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一・二 (略)
- 三 内国投資証券 次に掲げる事項
イ〜ハ (略)
- 四 外国投資証券 次に掲げる事項
イ〜ニ (略)
- 五 (略)
- 六 外国資産流動化証券 次に掲げる事項
イ・ロ (略)
- 七 (略)
- 八 外国資産信託流動化受益証券 次に掲げる事項
イ・ロ (略)

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一・二 (略)
- 三 内国投資証券
イ〜ハ (略)
- 四 外国投資証券
イ〜ニ (略)
- 五 (略)
- 六 外国資産流動化証券
イ・ロ (略)
- 七 (略)
- 八 外国資産信託流動化受益証券
イ・ロ (略)

九 (略)

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十一 (略)

十二 外国抵当証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十三 (略)

十四 外国有価証券投資事業権利等 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十五・十六 (略)

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の記載内容)

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 (略)

二 外国投資信託受益証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三 (略)

九 (略)

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券

イ・ロ (略)

十一 (略)

十二 外国抵当証券

イ・ロ (略)

十三 (略)

十四 外国有価証券投資事業権利等

イ・ロ (略)

十五・十六 (略)

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の記載内容)

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 (略)

二 外国投資信託受益証券

イ・ロ (略)

三 (略)

四 外国投資証券 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十八条の十 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

二 発行登録仮目論見書 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三 発行登録追補目論見書 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

2 (略)

(少数者向け勧誘等に係る告知の内容等)

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少数者向け勧誘(法第二十三条の十三第四項に規定する少数者向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘

四 外国投資証券

イ・ロ (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十八条の十 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書

イ・ロ (略)

二 発行登録仮目論見書

イ・ロ (略)

三 発行登録追補目論見書

イ・ロ (略)

2 (略)

(少数者向け勧誘等に係る告知の内容等)

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少数者向け勧誘(法第二十三条の十三第四項に規定する少数者向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘

等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

三 当該特定有価証券が第一条第五号から第五号の三までのいずれかに掲げる特定有価証券である場合 当該特定有価証券が法第二条第二項各号に掲げる権利であること

2 (略)

(特定期間)

第二十三条 法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。第二十九条において同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 内国投資証券、外国投資証券、資産流動化証券、抵当証券等、内国^一有価証券投資事業権利等及び外国^二有価証券投資事業権利等並びに特定有価証券信託受益証券でこれらの特定有価証券（内国^一有価証券投資事業権利等及び外国^二有価証券投資事業権利等）

等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

三 当該特定有価証券が第一条第五号又は第五号の二に掲げる特定有価証券である場合 当該特定有価証券が法第二条第二項各号に掲げる権利であること

2 (略)

(特定期間)

第二十三条 法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。第二十九条において同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 内国投資証券、外国投資証券、資産流動化証券、抵当証券等及び有価証券投資事業権利等並びに特定有価証券信託受益証券でこれらの特定有価証券（有価証券投資事業権利等を除く。）を受託有価証券とするもの又は特定預託証券でこれらの特定有

を除く。)を受託有価証券とするもの又は特定預託証券でこれらの特定有価証券(内国¹有価証券投資事業権利等及び外国²有価証券投資事業権利等を除く。)に係る権利を表示するもの当該特定有価証券の発行者の事業年度

二 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第二十五条 (略)

2 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 令第四条第二項第一号に掲げる者については、解散を決議した役員会の決議、投資主総会の決議又は組合員等の決定があった場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し又は当該組合員等の決定があったことを証する書面の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

四〇六 (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める数とする。

有価証券(有価証券投資事業権利等を除く。)に係る権利を表示するもの 当該特定有価証券の発行者の事業年度

二 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第二十五条 (略)

2 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 令第四条第二項第一号に掲げる者については、解散を決議した役員会の決議、投資主総会の決議又は組合員総会の決議があった場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し又は当該組合員総会の議事録の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

四〇六 (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ〜チ (略)

リ 内国^{有価証券投資事業権利等}(法第二条第二項第三号に掲げる権利に該当するものに限る。) 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の所有者である社員として定款に記載され、又は記録されている者の数

又 内国^{有価証券投資事業権利等}(法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限る。) 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の発行者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 (略)

5〜7 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ〜チ (略)

リ 内国^{有価証券投資事業権利等}(法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等のうち法第二条第二項第三号に掲げる権利に限る。) 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の所有者である社員として定款に記載され、又は記録されている者の数

又 内国^{有価証券投資事業権利等}(法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等のうち法第二条第二項第五号に掲げる権利に限る。) 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の発行者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 (略)

5〜7 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。同号において同じ。）が掲げられているとき。

三（略）

（有価証券報告書の添付書類）

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。同号において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。同号において同じ。）が掲げられているとき。

三（略）

（有価証券報告書の添付書類）

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書

類」という。)がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

- 一 内国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類
イ・ロ (略)
- 二 外国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類
イ・ロ (略)
- 三 内国資産流動化証券の発行者 次に掲げる書類
イ・ロ (略)
- 四 外国資産流動化証券の発行者 次に掲げる書類
イ (略)
ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類
ハ (略)
- 五 内国資産信託流動化受益証券の発行者 次に掲げる書類
イ・ロ (略)
- 六 外国資産信託流動化受益証券の発行者 次に掲げる書類
イ・ロ (略)
- 七 内国信託受益証券及び内国信託受益権の発行者 次に掲げる書類
イ・ロ (略)
- 八 外国信託受益証券及び外国信託受益権の発行者 次に掲げる書類
イ・ロ (略)
- 九 内国信託社債券の発行者 次に掲げる書類

類」という。)がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

- 一 内国投資信託証券の発行者
イ・ロ (略)
- 二 外国投資信託証券の発行者
イ・ロ (略)
- 三 内国資産流動化証券の発行者
イ・ロ (略)
- 四 外国資産流動化証券の発行者
イ (略)
ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類
ハ (略)
- 五 内国資産信託流動化受益証券の発行者
イ・ロ (略)
- 六 外国資産信託流動化受益証券の発行者
イ・ロ (略)
- 七 内国信託受益証券及び内国信託受益権の発行者
イ・ロ (略)
- 八 外国信託受益証券及び外国信託受益権の発行者
イ・ロ (略)
- 九 内国信託社債券の発行者

イ〜ハ (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 外国抵当証券の発行者 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書面

十三 外国貸付債権信託受益証券の発行者 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書面

十四 (略)

十五 外国有価証券投資事業権利等の発行者 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書面

十六 特定有価証券信託受益証券の発行者 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

十七 特定預託証券の発行者 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合(同項第十号又は第十三号に掲げる場合)にあつては、第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発

イ〜ハ (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 外国抵当証券の発行者

イ (略)

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類

十三 外国貸付債権信託受益証券の発行者

イ (略)

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類

十四 (略)

十五 外国有価証券投資事業権利等の発行者

イ (略)

ロ 第二号ロ及びハに掲げる書類

十六 特定有価証券信託受益証券の発行者

イ・ロ (略)

十七 特定預託証券の発行者

イ・ロ (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 法第二十四条の五第四項の規定により特定有価証券の発行者が臨時報告書を提出すべき場合として内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

行者が、当該発行者が加入している金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この項において同じ。）の規則の定めるところにより、当該金融商品取引業協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により、当該特定有価証券に係るフアンド等の名称及び次項第十号又は第十三号に掲げる事項を公表したときを除く。）とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合、次に掲げる

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合、

事項

イ ー ト (略)

二 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人の異動（関係法人であった法人が関係法人でなくなることを又は関係法人でなかった法人が関係法人になることをいう。以下この号において同じ。）が当該発行者における業務執行を決定する機関（当該発行者が第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分を決定する機関。以下この号及び第十四号において「業務執行等決定機関」という。）

（により決定された場合（当該主要な関係法人の異動の決定を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書（その訂正届出書を含む。以下この号及び次号において同じ。）を既に提出した場合を除く。）又は主要な関係法人の異動があった場合（当該主要な関係法人の異動が当該発行者における業務執行等決定機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合又は当該主要な関係法人の異動を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。））次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該異動の理由及びその年月日

三 当該発行者の発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、運用体制、投資制限若しくは利子若しくは配

イ ー ト (略)

二 主要な関係法人の異動（関係法人であった法人が関係法人でなくなることを又は関係法人でなかった法人が関係法人になることをいう。）があった場合

イ (略)

ロ 当該異動の年月日

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方

当の分配方針、当該発行者の発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画、当該発行者の発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者が発行する信託受益証券若しくは信託受益権に係る信託財産の状況について、重要な変更があった場合（当該変更があったことを次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。）に次に掲げる事項

イ・ロ（略）

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合（同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合の当該期間に係る有価証券報告書が提出された場合を含む。）において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間（三月に満たない場合は三月とすることができる。）が到来した場合 当該特定有価証券に係るファンド等の計算に関する書類

五 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等に係る重要な災害（当該ファンド等の当該災害による被害を受けた資産（有価証券を除く。）の帳簿価額が当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。）をいう。）の百分の三以上に相当する額であ

針、当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画、当該発行者が発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者が発行する信託受益証券若しくは信託受益権に係る信託財産の状況について、重要な変更があった場合

イ・ロ（略）

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合（同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合の当該期間に係る有価証券報告書が提出された場合を含む。）において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間（三月に満たない場合は三月とすることができる。）が到来した場合 当該特定有価証券に係る信託財産又は特定信託財産の計算に関する書類

（新設）

る災害をいう。)が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該ファンド等の運用実績に著しい影響を及ぼすと認められる場合、次に掲げる事項

イ 当該重要な災害の発生年月日

ロ 当該重要な災害が発生した場所

ハ 当該重要な災害により被害を受けた資産(有価証券を除く。)
。 () の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ 当該重要な災害による被害が当該ファンド等の運用実績に及ぼす影響

六 当該発行者若しくは当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人(第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人に限る。以下この号において同じ。)() に対し訴訟(同条第二号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該ファンド等に属する財産をもつて履行する責任を負う債務に係る訴訟に限る。以下この号において同じ。)() が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額(同条第二号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該ファンド等に属する財産をもつて履行する責任を負う債務に係る損害賠償請求金額に限る。ニにおいて同じ。)() が、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は当該発行者若しくは当該発行者の発行する特定有価証券

(新設)

に係るファンド等の主要な関係法人に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額（同号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあつては、当該特定有価証券に係るファンド等に属する財産をもつて履行する責任を負う債務に係る損害賠償支払金額に限る。ホ(2)において同じ。）が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合、次に掲げる事項

イ 当該訴訟を提起された者が当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人である場合にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名

ロ 当該訴訟の提起があつた年月日

ハ 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ニ 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ホ 当該訴訟の解決の場合には、次に掲げる事項

(1) 訴訟の解決があつた年月日

(2) 訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

七 当該発行者（投資法人に限る。以下この号及び次号において同じ。）の資産の額が、当該発行者の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併（投資信託及び投資法人に関する法律第百四十七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の営業収益が、当該発行者の最近特定期間の営業

（新設）

収益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあっては、最近の連続特定期間（連続する二特定期間をいう。第十二号において同じ。）における各特定期間の営業収益の合計額）の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は当該発行者が消滅することとなる吸収合併に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合、次に掲げる事項

イ 当該吸収合併の相手方となる投資法人についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、執行役員の氏名、出資総額、純資産の額、総資産の額並びに資産運用の対象及び方針

(2) 最近三年間に終了した各特定期間の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 主要投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十六項に規定する投資主のうち、その有する投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。以下この号及び次号において同じ。）の口数の多い順に五名をいう。以下(3)及び次号イ(3)において同じ。）の氏名又は名称及び発行済投資口（同法第七十七条の二第一項に規定する発行済投資口をいう。同号イ(3)において同じ。）の総口数に占める当該主要投資主の有する投資口の口数の割合

(4) 当該発行者との間の資本関係、人的関係及び取引関係
当該吸収合併の目的

ハ 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅法人（投資信託及び投

資法人に関する法律第四百七十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。)となる投資法人の投資口一口に割り当てられる吸収合併存続法人(同号に規定する吸収合併存続法人をいう。ホにおいて同じ。)となる投資法人の投資口の口数又は金銭の額(ニにおいて「吸収合併に係る割当ての内容」という。))その他の吸収合併契約の内容

二 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠(当該発行者又は当該吸収合併の相手方となる投資法人以外の者が当該吸収合併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該発行者が当該算定を踏まえて当該吸収合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該吸収合併に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。)

ホ 当該吸収合併の後の吸収合併存続法人となる投資法人の商号、本店の所在地、執行役員の氏名、出資総額、純資産の額、総資産の額並びに資産運用の対象及び方針

八 新設合併(投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下この号において同じ。)
に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合、次に掲げる事項

イ 当該新設合併における当該発行者以外の新設合併消滅法人(投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十八条第一項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下この号において同じ。)となる投資法人についての次に掲げる事項

(新設)

-
- (1) 商号、本店の所在地、執行役員の氏名、出資総額、純資産の額、総資産の額並びに資産運用の対象及び方針
- (2) 最近三年間に終了した各特定期間の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益
- (3) 主要投資主の氏名又は名称及び発行済投資口の総口数に占める当該主要投資主の有する投資口の口数の割合
- (4) 当該発行者との間の資本関係、人的関係及び取引関係
- ロ 当該新設合併の目的
- ハ 当該新設合併の方法、新設合併消滅法人となる投資法人の投資口一口に割り当てられる新設合併設立法人（投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。ホにおいて同じ。）となる法人の投資口の口数又は金銭の額（二において「新設合併に係る割当ての内容」という。）その他の新設合併契約の内容
- ニ 新設合併に係る割当ての内容の算定根拠（当該発行者又は当該発行者以外の新設合併消滅法人となる投資法人以外の者が当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該発行者が当該算定を踏まえて当該新設合併に係る割当ての内容を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての内容の算定を行った者の氏名又は名称を含む。）
- ホ 当該新設合併の後の新設合併設立法人となる投資法人の商号、本店の所在地、執行役員の氏名、出資総額、純資産の額、総資産の額並びに資産運用の対象及び方針
-

九 フアンドの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第十六

条第二号（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用

する場合を含む。）に規定する併合をいう。）について、当該

発行者が同法第十六条（同法第五十四条第一項及び第五十九条

において準用する場合を含む。）の規定による届出を行った場

合 次に掲げる事項

イ 当該併合に係る各フアンドの名称

ロ 当該併合後のフアンドの名称

ハ 当該併合の内容及び理由

ニ 当該併合がその効力を生ずる日

ホ 当該併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件

十 当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るフア

ンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証

券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る

信託に係る民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規

定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律

第百五十四号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（

平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の申立

て又はこれらに準ずる事実（以下この号及び次号において「破

産手続開始の申立て等」という。）があった場合 次に掲げる

事項

イ 当該破産手続開始の申立て等を行った者の名称、住所及び

代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所と

（新設）

（新設）

し、当該破産手続開始の申立て等を行った者が当該発行者である場合を除く。）

ロ 当該破産手続開始の申立て等を行った年月日

ハ 当該破産手続開始の申立て等に至った経緯

ニ 当該破産手続開始の申立て等の内容

十一 当該発行者に債務を負っている者及び当該発行者から債務の保証を受けている者（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券にあつては、当該特定有価証券に係るファンド等に属する債権に係る債務を負っている者。以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、賃料その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合、次に掲げる事項

イ 当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）

ロ 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

ハ 当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

ニ 当該事実が当該ファンド等の管理、運用又は処分に及ぼす影響

十二 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財

（新設）

（新設）

政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五特定期間における純利益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあつては、最近の五連続特定期間（連続特定期間（最近の連続特定期間を含む。）の開始日の前日に終了するものに限る。）における合計後純利益（一の連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額（当該合計額が零を上回る場合に限る。）をいう。）の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合 次に掲げる事項

イ 当該事象の発生年月日

ロ 当該事象の内容

ハ 当該事象の損益に与える影響額

十三 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分に関して、当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に対し、登録の取消し又は業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分（これらに相当する外国の法令に基づく処分を含む。以下この号において同じ。）があつた場合 次に掲げる事項

（新設）

イ	当該処分の年月日
ロ	当該発行者、その主要な関係法人又は当該信託及び当該処分を行った行政庁の名称
ハ	当該処分の内容
ニ	当該処分が当該ファンド等の管理、運用又は処分に与える影響
十四	当該発行者の解散若しくは当該発行者の発行する第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に係る信託の終了（以下この号において「解散等」という。）又は解散等の決議（投資主総会又は受益者集会の決議その他これらに準ずるものをいう。）に関する議案を提案することが、当該発行者における業務執行等決定機関により決定された場合（第七号若しくは第八号の承認又は第九号の届出に係る決定が行われた場合を除く。）次に掲げる事項
イ	当該解散等の年月日
ロ	当該解散等に係る決定に至った理由
ハ	法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨
3・4	(略)
5	第二項の規定により臨時報告書を提出する場合において、当該有価証券が信託受益証券又は信託受益権の発行者であるときは、同項中「資産信託流動化受益証券」とあるのは「信託受益証券又

(新設)	
3・4	(略)
5	第一項の規定により臨時報告書を提出する場合において、当該有価証券が信託受益証券又は信託受益権の発行者であるときは、同項中「資産信託流動化受益証券」とあるのは「信託受益証券又

は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

改 正 案	現 行
<p>第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(4)～(51) (略)</p> <p>(52) ファンドの経理状況 a～c (略) d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。</p> <p>(53) 貸借対照表 最近2計算期間(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報に含まれる場合については最近計算期間。(54)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(54)～(59) (略)</p> <p>(60) 管理会社の経理状況 a 外国投資信託受益証券のファンドの管理会社の最近2事業年度(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報に含まれる場合については最近事業年度)における財務書類について記載すること。 b (略) c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。</p> <p>(61)～(70) (略)</p>	<p>第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(4)～(51) (略)</p> <p>(52) ファンドの経理状況 a～c (略) d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。</p> <p>(53) 貸借対照表 最近2計算期間(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報に含まれる場合については最近計算期間。(54)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(54)～(59) (略)</p> <p>(60) 管理会社の経理状況 a 外国投資信託受益証券のファンドの管理会社の最近2事業年度(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報に含まれる場合については最近事業年度)における財務書類について記載すること。 b (略) c 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。</p> <p>(61)～(70) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 投資法人の仕組み</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資法人及び投資法人の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式及び第十号の三様式において「資産運用会社」という。)又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理者等、販売会社、特定関係法人(第12条第3項に規定する特定関係法人をいう。以下b及び第十号の三様式において同じ。)等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。)、運営上の役割(特定関係法人については、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のうち、令第29条の3第3項各号のいずれかに掲げる取引を行い、若しくは行った法人である旨を含む。))及び関係業務の内容(投資法人が関係法人と締結した契約又は締結しようとする契約等の概要を含む。))について分かりやすく記載すること。</p> <p>(19)～(42) (略)</p> <p>(43) 財務ハイライト情報</p> <p>a 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」((67)に掲げる貸借対照表をいい、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。以下aにおいて「投資法人計算規則」という。)第61条の規定により注記される事項を含む。))、「損益計算書」((68)に掲げる損益計算書をいい、投資法人計算規則第61条の規定により注記される事項を含む。))、「金銭の分配に係る計算書」((70)に掲げる金銭の分配に係る計算書をいう。)及び「キャッシュ・フロー計算書」((71)に掲げるキャッシュ・フロー計算書をいう。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(44)～(77) (略)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 投資法人の仕組み</p> <p>a (略)</p> <p>b 投資法人及び投資法人の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。)又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理者等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。))及び運営上の役割並びに関係業務の内容(投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。))について分かりやすく記載すること。</p> <p>(19)～(42) (略)</p> <p>(43) 財務ハイライト情報</p> <p>a 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」((67)に掲げる貸借対照表をいい、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。以下このaにおいて「投資法人計算規則」という。)第61条の規定により注記される事項を含む。))、「損益計算書」((68)に掲げる損益計算書をいい、投資法人計算規則第61条の規定により注記される事項を含む。))、「金銭の分配に係る計算書」((70)に掲げる金銭の分配に係る計算書をいう。)及び「キャッシュ・フロー計算書」((71)に掲げるキャッシュ・フロー計算書をいう。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(44)～(77) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 追完情報 a・b (略) c 最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第四号の三の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 追完情報 a・b (略) c 最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>参照情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書(以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d (略)</p>	<p>第四号の三の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>参照情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(4)～(73) (略)</p> <p>(74) 外国投資法人の経理状況 a～c (略)</p> <p>d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。</p> <p>(75) 貸借対照表 最近2計算期間(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。以下同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(76)～(85) (略)</p>	<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(4)～(73) (略)</p> <p>(74) 外国投資法人の経理状況 a～c (略)</p> <p>d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。</p> <p>(75) 貸借対照表 最近2計算期間(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。以下同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(76)～(85) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の四の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 追完情報 a・b (略) c 最近計算期間に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第四号の四の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 追完情報 a・b (略) c 最近計算期間に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 。なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>

改正案	現行
<p>第五号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第五号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>

改正案	現行
<p>第五号の二の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d (略)</p>	<p>第五号の二の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。 (3)～(16) (略)</p>	<p>第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。 (3)～(16) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の三の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c 最近計算期間に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第五号の三の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c 最近計算期間に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>。なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の三の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参照情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第五号の三の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参照情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d (略)</p> <p>(3) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(4)～(16) (略)</p> <p>(17) 財務書類 a～c (略) d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p> <p>(18) 貸借対照表 最近2計算期間(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(19)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(19)～(30) (略)</p>	<p>第六号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(3)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(4)～(16) (略)</p> <p>(17) 財務書類 a～c (略) d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p> <p>(18) 貸借対照表 最近2計算期間(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(19)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(19)～(30) (略)</p>

改正案	現行
<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略)</p> <p>f この様式中「組合等」とは、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約によって成立する組合、商法第 535 条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合、有限責任事業組合契約に関する法律第 2 条に規定する有限責任事業組合、社団法人その他の出資対象事業（法第 2 条第 2 項第 5 号に規定するものをいう。）を行うもの（外国の法令に基づくものを除く。）をいう。</p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(14) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近 5 事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(k) (略)</p> <p>(1) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）</p> <p>(m) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）</p> <p>(15)～(63) (略)</p>	<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略)</p> <p>f この様式中「組合等」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する組合（民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。）、匿名組合（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 535 条によって成立する組合をいう。）、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）第 2 条に規定する有限責任事業組合をいう。）、社団法人その他の出資対象事業（法第 2 条第 2 項第 5 号に規定するものをいう。）を行う者をいう。</p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(14) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近 5 事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(k) (略)</p> <p>(1) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）</p> <p>(m) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）</p> <p>(15)～(63) (略)</p>

改正案	現行
<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～h (略)</p> <p>i この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づく組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1) fに規定する組合等をいう。）に類するものをいう。</p> <p>j (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p> <p>(5)～(61) (略)</p> <p>(62) 外国組合等の経理状況 a～c (略)</p> <p>d 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p> <p>(63) 貸借対照表 最近2事業年度（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。（64）において同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(64)～(76) (略)</p>	<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～h (略)</p> <p>i この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づく組合等であって、民法に規定する組合（民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。）、匿名組合（商法第535条によって成立する組合をいう。）、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律第2条に規定する有限責任事業組合をいう。）、社団法人その他の出資対象事業（法第2条第2項第5号に規定するものをいう。）を行う者に類する組合等をいう。</p> <p>j (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p> <p>(5)～(61) (略)</p> <p>(62) 外国組合等の経理状況 a～c (略)</p> <p>d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。</p> <p>(63) 貸借対照表 最近2事業年度（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。（64）において同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。</p> <p>(64)～(76) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(9) (略) (10) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (11) (略)</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(9) (略) (10) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (11) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(9) (略) (10) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものにについては記載を要しない。</u></p> <p>b (略) (11) (略)</p>	<p>第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(9) (略) (10) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b (略) (11) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略) (9) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (10)～(16) (略)</p>	<p>第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略) (9) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (10)～(16) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略) (9) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (10)～(16) (略)</p>	<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略) (9) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (10)～(16) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第八号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (6) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内)において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (7) (略)</p>	<p>第八号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (6) その他 a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあつては、6月以内)において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (7) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第九号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (4)～(14) (略)</p>	<p>第九号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (4)～(14) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第九号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (4)～(14) (略)</p>	<p>第九号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (4)～(14) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(11) (略) (12) その他 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u></p> <p>(13)～(16) (略)</p>	<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(11) (略) (12) その他 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(13)～(16) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十号の二様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) その他 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>第十号の二様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) その他 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(9) (略)</p>

改正案	現行
<p>第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) その他 a 前計算期間の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日まで特定関係法人の異動（特定関係法人であった法人が特定関係法人でなくなる事又は特定関係法人でなかった法人が特定関係法人になることをいう。）があった場合には、その旨を記載するとともに、当該異動に係る特定関係法人に関する事項を第四号の三様式「記載上の注意」(18) b及び同様式第三部中「第4 関係法人の状況」の「2 その他の関係法人の概況」に準じて記載すること。 b 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。 c a及びb以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。 (7)～(19) (略)</p>	<p>第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) その他 (新設) a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b a以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。 (7)～(19) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) その他 a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (7)～(14) (略)</p>	<p>第十一号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) その他 a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (7)～(14) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) その他 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u></p> <p>(8) その他 半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u></p>	<p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) その他 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(8) その他 半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) その他</p> <p>a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) その他</p> <p>半期報告書提出日前6月以内において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u></p>	<p>第十一号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) その他</p> <p>a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) その他</p> <p>半期報告書提出日前6月以内において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p>

改正案	現行
<p>第十二号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) その他 a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (9) (略) (10) その他 半期報告書提出日前6月以内において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u></p>	<p>第十二号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) その他 a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (9) (略) (10) その他 半期報告書提出日前6月以内において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p>

改正案	現行
<p>第十二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近3中間会計期間及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(k) (略) (1) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。)第36条の2の4の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。) (m) (略) (3) (略) (4) その他 a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u> b (略) (5)～(14) (略)</p>	<p>第十二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近3中間会計期間及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(k) (略) (1) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。)第36条の2の4の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この様式において「財務諸表等規則」という。)第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。) (m) (略) (3) (略) (4) その他 a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。 b (略) (5)～(14) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十二号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。<u>ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(12) (略)</p>	<p>第十二号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(5)～(12) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十六号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。) (3)～(10) (略)</p>	<p>第十六号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(2)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。) (3)～(10) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十八号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、訂正発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下(1)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>第十八号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、訂正発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この(1)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十二号様式 【表紙】 (略) 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下(1)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>第二十二号様式 【表紙】 (略) 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この(1)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第 27 条の 30 の 5 第 1 項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十二号の二様式</p> <p>【表紙】 (略)</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>第二十二号の二様式</p> <p>【表紙】 (略)</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十四号の二様式</p> <p>【表紙】 (略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、発行登録通知書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第二十四号の二様式</p> <p>【表紙】 (略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であつて、発行登録通知書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この(1)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十五号様式</p> <p>1. 2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等（以下b及び(5)のbにおいて「図表等」という。）による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示し、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>第二十五号様式</p> <p>1. 2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等（以下このb及び(5)のbにおいて「図表等」という。）による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示し、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

改正案	現行
<p>第二十五号の二様式</p> <p>1. 2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等（以下b及び(5)のbにおいて「図表等」という。）による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～e (略)</p> <p>f ファンド設立及び運営が行われている国の制度又は慣行により、当該国以外の国において開示する当該ファンドに関する情報については、当該国において開示する当該情報（以下fにおいて「本国情報」という。）と同程度のものとしなければならないとされていることその他やむを得ない事情により、この様式に定めるところにより「1 基本情報」に掲げる事項を記載することが困難である場合には、その理由を冒頭に記載した上で、①又は②に掲げる事項を記載することができる。この場合には、目論見書に金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第79条に規定する方法に準ずる方法により、同条に規定する事項を記載すること。</p> <p>① 本国情報のうち「1 基本情報」に掲げる事項の全部又は一部に該当する情報</p> <p>② 本国情報のうち第四号の二様式に掲げる事項に該当する情報</p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>第二十五号の二様式</p> <p>1. 2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等（以下このb及び(5)のbにおいて「図表等」という。）による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～e (略)</p> <p>f ファンド設立及び運営が行われている国の制度又は慣行により、当該国以外の国において開示する当該ファンドに関する情報については、当該国において開示する当該情報（以下このfにおいて「本国情報」という。）と同程度のものとしなければならないとされていることその他やむを得ない事情により、この様式に定めるところにより「1 基本情報」に掲げる事項を記載することが困難である場合には、その理由を冒頭に記載した上で、①又は②に掲げる事項を記載することができる。この場合には、目論見書に金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第79条に規定する方法に準ずる方法により、同条に規定する事項を記載すること。</p> <p>① 本国情報のうち「1 基本情報」に掲げる事項の全部又は一部に該当する情報</p> <p>② 本国情報のうち第四号の二様式に掲げる事項に該当する情報</p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

改正案	現行
<p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号及び第十条の二第一項第十二号において同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が</p>	<p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>

百万円に満たないものに限る。)に基づく権利

三 (略)

2 (略)

(適格機関投資家の範囲)

第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一 (略)

二 投資法人

三 三十七 (略)

2 12 (略)

(同一種類の有価証券等)

第十条の二 令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区

三 (略)

2 (略)

(適格機関投資家の範囲)

第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一 (略)

二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九

十八号)第二条第十二項に規定する投資法人

三 三十七 (略)

2 12 (略)

(同一種類の有価証券等)

第十条の二 令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区

分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一〇十一 (略)

十二 投資証券及び外国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。）で投資証券に類する証券 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口又は当該外国投資証券が表示する権利に係る利益の分配の内容

十三〇二十六 (略)

2・3 (略)

分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一〇十一 (略)

十二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号において同じ。）及び外国投資証券（同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。）で投資証券に類する証券 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口又は当該外国投資証券が表示する権利に係る利益の分配の内容

十三〇二十六 (略)

2・3 (略)

八 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
<p>（規約の記載事項の細目）</p> <p>第二百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの</p> <p>イ 〱ホ （略）</p> <p>〱 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨</p> <p>ト 組入資産の貸付けを行う場合は、その目的及び範囲</p> <p>二〱七 （略）</p> <p>（資産運用会社の利害関係人等の範囲）</p> <p>第二百四十四条の三 令第二百二十三条第四号に規定する内閣府令で定める者は、当該資産運用会社の主要株主（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。）とする。</p>	<p>（規約の記載事項の細目）</p> <p>第二百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの</p> <p>イ 〱ホ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>〱 組入資産の貸付けを行う場合は、その目的及び範囲</p> <p>二〱七 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）</p> <p>第一条の二 法第六十七条第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあつては、協会員（認可金融商品取引業協会（以下「認可協会」という。）の会員をいう。以下同じ。）に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を協会員に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券</p> <p>ハ （略）</p>	<p>（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）</p> <p>第一条の二 法第六十七条第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあつては、協会員（認可金融商品取引業協会（以下「認可協会」という。）の会員をいう。以下同じ。）に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を協会員に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ （新設）</p> <p>カ （略）</p>

ニ イからハまでに掲げる有価証券を金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第二条の三第三号に規定する受託有価証券とする同号に規定する有価証券信託受益証券

ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイからハまでに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 3 4 (略)

(取扱有価証券)

第十一条 法第六十七条の十八第四号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 3 (略)

四 投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券をいう。以下同じ。）

ハ イ又はロに掲げる有価証券を金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第二条の三第三号に規定する受託有価証券とする同号に規定する有価証券信託受益証券

ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 3 4 (略)

(取扱有価証券)

第十一条 法第六十七条の十八第四号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 3 (略)

四 投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券をいう。以下同じ。）

改正案	現行
<p>（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）</p> <p>第六十三条の二 法第一百七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあつては、会員等に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を会員等に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券</p> <p>ハ （略）</p> <p>ニ イからハまでに掲げる有価証券を令第二条の三第三号に規定</p>	<p>（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）</p> <p>第六十三条の二 法第一百七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあつては、会員等に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を会員等に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ （新設）</p> <p>ハ イ又はロに掲げる有価証券を令第二条の三第三号に規定する</p>

する受託有価証券とする同号に規定する有価証券信託受益証券
ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイからハまでに
掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2
5
4
(略)

受託有価証券とする同号に規定する有価証券信託受益証券
ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げ
る有価証券に係る権利を表示するもの

2
5
4
(略)

改正案	現行
<p>（特定投資家に準ずる者）</p> <p>第十六条の三 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる厚生年金基金（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）<u>第三百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第一百七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。</u>）及び企業年金基金</p> <p>二・三（略）</p> <p>（契約締結前交付書面の記載方法）</p> <p>第七十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、第八十二条第一号に掲げる事項、第九十二条の二第一項第三号に掲げる事項（その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分（法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利をいう。以下同じ。）の</p>	<p>（特定投資家に準ずる者）</p> <p>第十六条の三 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる厚生年金基金及び企業年金基金</p> <p>二・三（略）</p> <p>（契約締結前交付書面の記載方法）</p> <p>第七十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、第八十二条第一号に掲げる事項及び法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格乙八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及</p>

うち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるものの売買その他の取引に係るものである場合に限る。)及び法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十七条 その締結しようとする金融商品取引契約が「出資対象事業持分の売買その他の取引に係るもの(以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。)である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一(三) (略)

2・3 (略)

(外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十八条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第六号に掲げる権利(以下「外国出資対象事業持分」という。)

び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十七条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利(以下「出資対象事業持分」という。)の売買その他の取引に係るもの(以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。)である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一(三) (略)

2・3 (略)

(外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十八条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第六号に掲げる権利(以下「外国出資対象事業持分」という。)

の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の
三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に
規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 外国出資対象事業持分の発行者が監督を受けている外国の当局
の有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該

監督の主な内容

三(五) (略)

2・3 (略)

(事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交
付書面の記載事項の特則)

第九十二条の二 その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対
象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主と
して有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う
事業以外の事業であるもの(以下この条において「事業型出資対象
事業持分」という。)の売買その他の取引に係るものである場合に
おける法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める
事項は、第八十七条第一項に規定する事項(当該金融商品取引契約
が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合
にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契
約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係
るものである場合にあっては同条第一項に規定する事項、当該金融

の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の
三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に
規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 外国出資対象事業持分の発行者が監督を受けている外国の当局
の名称及びその主な内容

三(五) (略)

2・3 (略)

(事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交
付書面の記載事項の特則)

第九十二条の二 その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対
象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主と
して有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う
事業以外の事業であるもの(以下この条において「事業型出資対象
事業持分」という。)の売買その他の取引に係るものである場合に
おける法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める
事項は、第八十七条第一項に規定する事項(当該金融商品取引契約
が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合
にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契
約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係
るものである場合にあっては同条第一項に規定する事項、当該金融

商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあっては前条第一項に規定する事項)のほか、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三| 事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約の特性及び当該特性を理解した上で投資を行うべきである旨

四| 出資対象事業に係る資金の流れに関する次に掲げる事項

イ| 事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の用途の具体的な内容及び当該金銭その他の財産の各使途への配分に係る方針

ロ| 事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割

五| 事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称

2・3 (略)

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一十三 (略)

十四 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバ

商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあっては前条第一項に規定する事項)のほか、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一十三 (略)

十四 有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティ

タイプ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為

十四の二 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引（以下この号において「売買等」という。）又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、当該有価証券の発行者の法人関係情報について公表がされたこととなる前に当該売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等をすることを勧めて勧誘する行為（前号に掲げる行為を除く。）

十五 法第六十六条第二項第一号イ又は第九号ロに規定する募集（法第六十三条第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者（以下この号において「調査対象者」という。）又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為

イ・ロ （略）

十六（三十四）（略）

2（略）

ブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為

（新設）

十五 法第六十六条第二項第一号イに規定する募集（法第六十三条第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者（以下この号において「調査対象者」という。）又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為

イ・ロ （略）

十六（三十四）（略）

2（略）

(一般投資家に含まれない者)

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。)

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

ハ (略)

ニ イからハまでに掲げる有価証券を受託有価証券(令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。)とする有価証券信託受益証券(同号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。)

ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイからハまでに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

254 (略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。)

イ (略)

(新設)

ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる有価証券を受託有価証券(令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。)とする有価証券信託受益証券(同号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。)

ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

254 (略)

(説明書類の縦覧)

第百八十三条 法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、別紙様式第十五号の二により作成した説明書類又は前条第一項の事業報告書の写しを全ての営業所又は事務所に備え置く方法その他の方法により、法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 法第四十七条の三に規定する内閣府令で定めるものは、別紙様式第十五号の二又は前条第一項の事業報告書に記載されている事項とする。

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為

三の二 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引(以下この号において「売買等」という。)又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、当該有価証券の発行者

(説明書類の縦覧)

第百八十三条 法第四十七条の三の規定により金融商品取引業者は、前条第一項の事業報告書の写しをすべての営業所又は事務所に備え置く方法その他の方法により、法第四十七条の三の説明書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 法第四十七条の三に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項の事業報告書に記載されている事項とする。

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為

(新設)

の法人関係情報について公表がされたこととなる前に当該売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等を行うことを勧めて勧誘する行為（前号に掲げる行為を除く。）

四〇八（略）

2（略）

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十（略）

十一 有価証券の売買の媒介その他の取引若しくは取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介又は法第二十八条第八項第三号に掲げる取引若しくは法第二十一条第五号に掲げる取引（有価証券に係るものに限る。次号において同じ。）の委託の媒介につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。次号において同じ。）に準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。次号において同じ。）の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。次号において同じ。）の実施又は中止の決定（法第六十七条第二項ただし書に規定する基準に該当するものを除く。次号に

四〇八（略）

2（略）

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十（略）

十一 有価証券の売買の媒介その他の取引若しくは取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介又は法第二十八条第八項第三号に掲げる取引若しくは法第二十一条第五号に掲げる取引（有価証券に係るものに限る。次号において同じ。）の委託の媒介につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。次号において同じ。）に準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。次号において同じ。）の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。次号において同じ。）の実施又は中止の決定（法第六十七条第二項ただし書に規定する基準に該当するものを除く。）に係る公表されていない情報を提供して勧誘する行為

において同じ。)に係る公表されていない情報を提供して勧誘する行為

十一の二 有価証券の売買の媒介その他の取引若しくは取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介又は法第二十八条第八項第三号に掲げる取引若しくは法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(以下この号において有価証券の売買若しくは取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における有価証券の売買又は法第二十八条第八項第三号に掲げる取引若しくは法第二条第二十一項第五号に掲げる取引を総称して「売買等」という。)の委託の媒介につき、当該有価証券の発行者の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け、これに準ずる株券等の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの実施又は中止の決定に係る情報について公表がされたこととなる前に当該売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等を行うことを勧めて勧誘する行為(前号に掲げる行為を除く。)

十二(二十七) (略)
2・3 (略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百七十五条の二 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

(新設)

十二(二十七) (略)
2・3 (略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百七十五条の二 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

ハ (略)

ニ イからハまでに掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券
券信託受益証券

ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイからハまでに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2
3
4 (略)

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

イ (略)

(新設)

ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券
信託受益証券

ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2
3
4 (略)

改正案		現行																															
別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4） （略）		別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4） （略）																															
1 業務の状況 （略）		1 業務の状況 （略）																															
(15) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況 ①～⑤ （略） ⑥ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表		(15) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況 ①～⑤ （略） （新設）																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>出資対象事業持分の名称</th> <th>設定年月日</th> <th>存続期間の終期</th> <th>総出資額</th> <th>純資産額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円 旦 （ ）</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円 旦 （ ）</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円 旦 （ ）</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計額</td> <td>円 旦 （ ）</td> <td>円</td> <td>うち適格機関投資家向け 本</td> </tr> </tbody> </table>		出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考				円 旦 （ ）	円					円 旦 （ ）	円					円 旦 （ ）	円		合計額			円 旦 （ ）	円	うち適格機関投資家向け 本		
出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考																												
			円 旦 （ ）	円																													
			円 旦 （ ）	円																													
			円 旦 （ ）	円																													
合計額			円 旦 （ ）	円	うち適格機関投資家向け 本																												
<p>(注意事項)</p> <p>1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「出資対象事業持分の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる（「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、出資者が適格機関投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券についても含めて記載すること。）。</p> <p>当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。</p>																																	

改正案

現行

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。

3 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、当該ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

⑦ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

(新設)

出資対象事業持分の名称					
出資対象事業の内容					
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者		計
	うち個人		うち個人		
	名	名	名	名	名
出資形態					
募集・私募の別					
発行者の名称					
		外国の者である場合 国名、監督当局等			
設定年月日					
募集・私募の期間					
存続期間の終期					
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額		
	円 口 ()	円 口	円		
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率		
	円	円	%		

改正案			現行
	<u>1口当たり純資産額</u>	<u>1口当たり純資産額（1年前）</u>	
	円	円	
<u>総資産額</u>	<u>総資産額</u>	<u>総資産額（1年前）</u>	<u>増減率</u>
	円	円	%
<u>ファンドの資産構成</u>	<u>区分</u>	<u>金額</u>	<u>備考</u>
	<u>現金・預金</u>	円	
	<u>有価証券</u>	円	
	<u>デリバティブ資産</u>	円	
		円	
		円	
	<u>合計</u>	円	
<u>配当額（分配額）</u>	<u>配当等利回り</u>	<u>直近1年間の総支払配当等額</u>	<u>設定来総支払配当等累計額</u>
	%	円	円
<u>想定配当等利回り</u>	%		
<u>解約額</u>	円	口	名
<u>償還額</u>	円	口	名
<u>ファンドの財務諸表監査の有無</u>			
<u>出資金払込口座の所在地</u>			
<u>資金の流れ</u>			

(注意事項)

1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」の欄に、出資対象事業持分の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年

改正案	現行
<p>度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。</p> <p>3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。</p> <p>4 「出資形態」の欄には、「民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づく権利」、「商法第 535 条に規定する匿名組合契約に基づく権利」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利」、「有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。</p> <p>5 「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあつては、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあつては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。</p> <p>6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が 1 年でない場合は、直近の 1 年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。</p> <p>「総出資額（1 年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が 1 年でない場合は、基準時の 1 年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。</p> <p>7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券及びデリバティブ資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。</p> <p>また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。</p> <p>なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。</p> <p>8 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。</p> <p>9 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が 1 年でない場合は、直近の 1 年間において解約</p>	

改正案	現行																																										
<p>又は償還を行った分を記載すること。</p> <p>10 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。</p> <p>11 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。</p> <p>12 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。</p> <p>⑧ 令第1条の9の2各号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況 (略)</p> <p>(16) みなし有価証券の売買等の状況 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。</p> <p>① みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況 (略)</p> <p>② 売買又は売買の媒介等を行ったみなし有価証券一覧表</p> <table border="1" data-bbox="290 919 1045 1085"> <thead> <tr> <th>権利の名称</th> <th>発行者</th> <th>発行者との関係内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注意事項) 「発行者との関係内容」の欄には、みなし有価証券の売買又は売買の媒介等を行う者と発行者との関係内容を記載すること。</p> <p>③ みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況 (略)</p> <p>④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表</p> <table border="1" data-bbox="260 1323 1377 1806"> <thead> <tr> <th>権利の名称</th> <th>設定年月日</th> <th>存続期間の終期</th> <th>総出資額</th> <th>純資産額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>円 旦 ()</td> <td>円</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>円 旦 ()</td> <td>円</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>円 旦 ()</td> <td>円</td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>うち関係会</td> </tr> </tbody> </table>	権利の名称	発行者	発行者との関係内容										権利の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考				円 旦 ()	円					円 旦 ()	円					円 旦 ()	円		合計額			円	円	うち関係会	<p>⑥ 令第1条の9の2各号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況 (略)</p> <p>(16) みなし有価証券の売買等の状況 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。</p> <p>① みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況 (略) (新設)</p> <p>② みなし有価証券の売出し又は募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いの状況 (略) (新設)</p>
権利の名称	発行者	発行者との関係内容																																									
権利の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考																																						
			円 旦 ()	円																																							
			円 旦 ()	円																																							
			円 旦 ()	円																																							
合計額			円	円	うち関係会																																						

改正案	現行
-----	----

	()		社以外の発行 本 うち適格機 関投資家向 け 本
--	-----	--	---

(注意事項)

1 みなし有価証券ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、発行者が関係会社（親法人等、子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関係外国法人等をいう。以下(16)において同じ。）以外であって、発行者から記載事項に係る情報を入手できないみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、その旨、情報を入手できない理由及び当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる。また、出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる（「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、発行者が関係会社以外のみなし有価証券及び出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券についても含めて記載すること。）。

当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（みなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。

3 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び発行単位総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

権利の名称	
事業の内容	

(新設)

改正案					現行				
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外 の者		計				
	うち個人		うち個人						
	名	名	名	名	名				
有価証券の種類									
売出し・募集・私募の別									
発行者の名称					外国の者である場合 国名、監督当局等				
設定年月日									
売出し・募集・私募の期間									
存続期間の終期									
出資額	総出資額		総出資額 (1年前)		1口当たりの出 資額				
	円 口 ()	円 口	円 口	円 口	円				
純資産額	純資産額		純資産額 (1年前)		増減率				
	円	円	円	円	%				
	1口当たり純資 産額		1口当たり純資 産額 (1年前)						
円		円							
総資産額	総資産額		総資産額 (1年前)		増減率				
	円	円	円	円	%				
ファンドの資産構成	区分		金額		備考				
	現金・預金		円						
	有価証券		円						
	デリバティブ資 産		円						
			円						
			円						
合計		円							
配当額 (分配額)	配当等利回り		直近1年間の総 支払配当等額		設定来総支払配 当等累計額				

改正案				現行
	%	円	円	
想定配当等利回り	%			
解約額	円	円	名	
償還額	円	円	名	
ファンドの財務諸表監査の有無				
発行者との関係				
出資金払込口座の所在地				
資金の流れ				
(注意事項)				
<p>1 <u>みなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項に係る情報を入手できないみなし有価証券又は出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。</u> <u>当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。</u></p> <p>2 <u>本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（みなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。</u></p> <p>3 <u>「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。</u></p> <p>4 <u>「有価証券の種類」の欄には、法第2条第2項各号の権利の別を記載すること。同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券に該当する場合は、「民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく権利」、「商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく権利」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利」、「有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。</u></p> <p>5 <u>「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあつては、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあつては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。</u></p> <p>6 <u>「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額か</u></p>				

改正案	現行
<p><u>ら償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。</u></p> <p><u>「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。</u></p> <p>7 <u>「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券及びデリバティブ資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。</u></p> <p><u>また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。</u></p> <p><u>なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。</u></p> <p>8 <u>「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、みなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。</u></p> <p>9 <u>「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約又は償還を行った分を記載すること。</u></p> <p>10 <u>「発行者との関係」の欄には、みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。</u></p> <p>11 <u>「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。</u></p> <p>12 <u>「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。</u></p> <p>13 <u>本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p>(17) 有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の状況</p> <p>① 有価証券に関連しない市場デリバティブ取引の状況 (単位：百万円)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 (略)</p>	<p>(17) 有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の状況</p> <p>① 有価証券に関連しない市場デリバティブ取引の状況 (単位：百万円)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 (略)</p>

改正案	現行
<p>2 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には<u>同項第3号</u>に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。</p> <p>② 有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引の状況 (単位：百万円) (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には<u>同項第3号</u>に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を記載すること。 (略)</p> <p>(20) 投資一任契約に係る業務の状況</p> <p>① (略)</p> <p>② 投資一任契約に係る投資の状況 イ・ロ (略) ハ 金融商品取引行為の相手方の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。 相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(20)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。 ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(20)において同じ。）を記載すること。</p> <p>2・3 (略) (略)</p> <p>(21) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況 イ～ハ (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>2 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には<u>法第2条第21項第3号</u>に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。</p> <p>② 有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引の状況 (単位：百万円) (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には<u>法第2条第21項第3号</u>に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を記載すること。 (略)</p> <p>(20) 投資一任契約に係る業務の状況</p> <p>① (略)</p> <p>② 投資一任契約に係る投資の状況 イ・ロ (略) ハ 金融商品取引行為の相手方の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。 相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下<u>この</u>(20)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。 ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下<u>この</u>(20)において同じ。）を記載すること。</p> <p>2・3 (略) (略)</p> <p>(21) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況 イ～ハ (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1・2 (略)</p>

改正案	現行
<p>3 「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下3において同じ。）を、「オプション取引」の欄には<u>同項第3号</u>に掲げる取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第2条第22項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には<u>同項第3号及び第4号</u>に掲げる取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には<u>同項第3号</u>に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>ト 金融商品取引行為の相手方の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。</p> <p>相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(21)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。</p> <p>ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(21)において同じ。）を記載すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(22) 法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る業務の状況</p> <p>① (略)</p> <p>② ファンドの保有資産の売買等の状況 イ～ニ (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下3において同じ。）を、「オプション取引」の欄には<u>同項第3号</u>に掲げる取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第2条第22項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には<u>同項第3号及び第4号</u>に掲げる取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第2条第</p>	<p>3 「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下<u>この</u>3において同じ。）を、「オプション取引」の欄には<u>法第2条第21項第3号</u>に掲げる取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第2条第22項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には<u>法第2条第22項第3号及び第4号</u>に掲げる取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には<u>法第2条第21項第3号</u>に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>ト 金融商品取引行為の相手方の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。</p> <p>相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下<u>この</u>(21)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。</p> <p>ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下<u>この</u>(21)において同じ。）を記載すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(22) 法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る業務の状況</p> <p>① (略)</p> <p>② ファンドの保有資産の売買等の状況 イ～ニ (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下<u>この</u>3において同じ。）を、「オプション取引」の欄には<u>法第2条第21項第3号</u>に掲げる取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第2条第22項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には<u>法第2条第22項第3号及び第4号</u>に掲げる取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第2条第</p>

改正案	現行
<p>21項第1号及び第2号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には<u>同項第3号</u>に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>ホ 金融商品取引行為の相手方の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。 相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(22)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として未上場会社（その発行するいずれの有価証券も金融商品取引所（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に上場されていない会社をいう。）が発行する株券を投資の対象とする法第2条第8項第15号に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは、記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。 ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(22)において同じ。）を記載すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(23) 適格投資家向け投資運用業等の状況</p> <p>① (略)</p> <p>② 顧客の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 本表においては、法第63条第1項第2号に掲げる行為及び証券取引法等の一部を改正する法律附則<u>第48条第1項</u>に規定する業務に係る顧客を含めないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>21項第1号及び第2号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には<u>法第2条第21項第3号</u>に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。</p> <p>ホ 金融商品取引行為の相手方の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。 相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下<u>この</u>(22)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として未上場会社（その発行するいずれの有価証券も金融商品取引所（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に上場されていない会社をいう。）が発行する株券を投資の対象とする法第2条第8項第15号に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは、記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。 ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下<u>この</u>(22)において同じ。）を記載すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(23) 適格投資家向け投資運用業等の状況</p> <p>① (略)</p> <p>② 顧客の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 本表においては、法第63条第1項第2号に掲げる行為及び証券取引法等の一部を改正する法律附則<u>第48条</u>に規定する業務に係る顧客を含めないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>

改正案

現行

別紙様式第十五号の二 (第百八十三条第一項、第二項関係)

(新設)

(日本工業規格 A 4)

第 期説明書類 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

印

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

年 月 日 (財務 (支) 局長 (金商) 第 号)

(2) 行っている業務の種類

(3) 苦情処理及び紛争解決の体制

(4) 加入している金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定
投資者保護団体

(5) 当期の業務概要

(6) 株主総会決議事項の要旨

(7) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
	名	うち非常勤 名		
総数	名	名	名	名
うち外務員				

② 役員状況

役職名	氏名又は名称	兼 職 の 状 況		
		商 号	役職名	代表権の有無

(8) 営業所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(9) 株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
その他 (名)		%
計名		100.00%

(注意事項)

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

当期中において法第31条第4項の変更登録を受けた場合には、その旨を注記すること。

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている金融商品取引業及び他に行っている事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 苦情処理及び紛争解決の体制

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を行っている業務の種別ごとに記載すること。

(4) 加入している金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体

当期末現在において加入している金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体の名称又は商号を記載すること。また、会員資格、取引資格等に種類がある場合には、その種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(5) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(6) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(7) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（外国法人にあつては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）について記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における役員（外国法人にあつては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員）について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与及び監査役にあつては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

(8) 営業所の状況

改正案

現行

当期末現在における本店等を含む全ての営業所又は事務所（外国法人にあつては国内における全ての営業所又は事務所）について記載すること。なお、当期中において、営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があつた場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があつた場合には、その旨を注記すること。

(9) 株主の状況

当期末現在における上位 10 位までの株主（第 174 条第 1 号ハに規定する上位 10 位までの株主をいう。）及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ハに規定する割合を、小数点以下第 3 位以下を切り捨て、小数点以下第 2 位まで記載すること。

(10) 特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況について、別紙様式第 12 号 1 (12) 及び (13) に準じて記載すること。

(11) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況

① 委託者指図型投資信託の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額 百万円
単位型投資信託		
追加型投資信託		
株式投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
公社債投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
不動産投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
その他投資信託計		
合計		

② 外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額 百万円
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
株式外国投資信託計		

改正案			現行		
単位型外国投資信託					
追加型外国投資信託					
公社債外国投資信託計					
単位型外国投資信託					
追加型外国投資信託					
不動産外国投資信託計					
単位型外国投資信託					
追加型外国投資信託					
その他外国投資信託計					
合計					
(注意事項)					
外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。					
③ 抵当証券の募集又は私募の状況					
	枚数	契約額			
抵当証券			百万円		
④ 外国抵当証券の募集又は私募の状況					
	枚数	契約額			
外国抵当証券			百万円		
⑤ 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況					
区分	ファンド数	契約額			
法第2条第2項第5号に係るもの			百万円		
法第2条第2項第6号に係るもの					
合計					
⑥ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表					
出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	備考	
			円		
			円		
			()		
			円		

改正案	現行
-----	----

			口 （ ）	
			口 （ ）	
合計額			口 （ ）	うち適格機 関投資家向 け 本

(注意事項)

1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「出資対象事業持分の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」の記載を省略することができる（「総出資額」の「合計額」については、出資者が適格機関投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券についても含めて記載すること。）。

当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。

3 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、当該ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

⑦ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

出資対象事業持分の名称			
出資対象事業の内容			
出資者数	適格機関投資家	適格機関投資家以外 の者	計

改正案					現行				
		うち個人		うち個人					
	名	名	名	名	名				
<u>出資形態</u>									
<u>募集・私募の別</u>									
<u>発行者の名称</u>					外国の者である場合 国名、監督当局等				
<u>設定年月日</u>									
<u>募集・私募の期間</u>									
<u>存続期間の終期</u>									
<u>出資額</u>		総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額					
		円	円	円					
		口	口						
		()							
<u>ファンドの財務諸表監査 の有無</u>									
<u>出資金払込口座の所在地</u>									
<u>資金の流れ</u>									
<u>(注意事項)</u>									
1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」の欄に、出資対象事業持分の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。 当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。									
2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。									
3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。									

- 4 「出資形態」の欄には、「民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づく権利」、「商法第 535 条に規定する匿名組合契約に基づく権利」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利」、「有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあっては、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。
- 6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が 1 年でない場合は、直近の 1 年間に於いて新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。
- 「総出資額（1 年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が 1 年でない場合は、基準時の 1 年前の日の直前の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。
- 7 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 8 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 9 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑧ 令第 1 条の 9 の 2 各号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

区分	契約数	契約額
		百万円
合計		

(注意事項)

令第 1 条の 9 の 2 各号に掲げる有価証券ごとに記載すること。

(12) みなし有価証券の売買等の状況

法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。

① みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況 (単位：百万円)

	媒介等	自 己	計
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()

(注意事項)

- 1 みなし有価証券の売買金額を約定基準により記載すること。「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ又は代理に係るものを記載すること。
- 2 みなし有価証券を該当する条文ごとに集計すること。また、売買金額上位3位の銘柄については、欄外に注記すること。
- 3 外国のみなし有価証券（日本国若しくは地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第1号に規定する本邦をいう。）において発行するみなし有価証券以外のみなし有価証券をいう。）に係るものは、上段に内書（括弧書）として記載すること。

② 売買又は売買の媒介等を行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	発行者	発行者との関係内容

(注意事項)

「発行者との関係内容」の欄には、みなし有価証券の売買又は売買の媒介等を行う者と発行者との関係内容を記載すること。

③ みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況

(単位：百万円)

	売 出 高	募 集 の 取 扱 高	売 出 し の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高
	()	()	()	()

改正案	現行
-----	----

	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()

(注意事項)

- 1 みなし有価証券を該当する条文ごとに額面金額を集計し記載すること。
- 2 「売出高」の欄には、自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。
- 3 「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集、売出し又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	備考
			円 ()	
			円 ()	
			円 ()	
合計額			円 ()	うち関係会社以外の発行 本 うち適格機関投資家向け

本

(注意事項)

1 みなし有価証券ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、発行者が関係会社（親法人等、子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関係外国法人等をいう。以下(12)において同じ。）以外であって、発行者から記載事項に係る情報を入手できないみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、その旨、情報を入手できない理由及び当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」の記載を省略することができる。また、出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」の記載を省略することができる（「総出資額」の「合計額」については、発行者が関係会社以外のみなし有価証券及び出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券についても含めて記載すること。）。

当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（みなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。

3 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び発行単位総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

権利の名称					
事業の内容					
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外 の者		計
	うち個人		うち個人		
	名	名	名	名	名
有価証券の種類					

改正案	現行
-----	----

売出し・募集・私募の別			
発行者の名称	外国の者である場合 国名、監督当局等		
設定年月日			
売出し・募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額 円 （ ）	総出資額 (1年前) 円 （ ）	1口当たりの出 資額 円
ファンドの財務諸表監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

(注意事項)

- 1 みなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項にかかる情報を入手できないみなし有価証券又は出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。
当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。
- 2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（みなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 3 「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「有価証券の種類」の欄には、法第2条第2項各号の権利の別を記載すること。同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券に該当する場合は、「民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく権利」、「商法第535条に規定する匿名組合契約に

改正案

現行

基づく権利」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利」、「有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5 「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあつては、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあつては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直前の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。

7 「発行者との関係」の欄には、みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。

8 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

9 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

10 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑬ 有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の状況

① 有価証券に関連しない市場デリバティブ取引の状況 (単位：百万円)

区 分		委 託	自 己	計
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

改正案	現行
-----	----

	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

- (注意事項)
- 1 原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。
 - 2 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には同項第3号に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。

② 有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引の状況 （単位：百万円）

区 分	委 託	自 己	計
	先物取引		
	オプション取引		
	その他		
	先物取引		
	オプション取引		
	その他		
	先物取引		
	オプション取引		
	その他		

- (注意事項)
- 1 外国金融商品市場において行われる取引について、原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。
 - 2 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には同項第3号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を記載すること。

(14) 令第1条の12に掲げる業務の状況 （単位：百万円）

	区 分	買 取 額
有価証券	委託者指図型投資信託の受益権に係る受益証券	

外国投資信託の受益証券

(注意事項)

区分ごとに額面金額を集計し記載すること。

(15) 投資運用業に係る経営の状況

① 投資運用業に係る内部管理の状況

--

(注意事項)

「投資運用業に係る内部管理の状況」には、リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

② 投資運用業を行う者に係る外部監査の状況

	監査人名	監査の内容
財務諸表監査		

(注意事項)

- 「財務諸表監査」の欄には、投資運用業を行う者の財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年一回以上の頻度で受けている場合に記載すること。
- 「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的に、かつ、簡潔に記載すること。

③ ファンド監査の状況

イ 投資一任契約に係る業務におけるファンド監査の状況

	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数の投資先ファンド総数に占める割合
	公募	私募	公募	私募	
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 ()	本 ()	本 ()	本 ()	%
投資先ファンド数	本	本	本	本	

(注意事項)

- 投資一任契約に係る業務における運用財産を対象有価証券（第96条第4項各号に掲げる有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）に係る外部監査の状況について記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

改正案

現行

- 2 「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けているファンド資産の本数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものであるファンド資産の本数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。
- 3 「投資先ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとの運用財産が保有する対象有価証券に係るファンド資産の総数を記載すること。
- 4 「財務諸表監査が実施されているファンド総数の投資先ファンド総数に占める割合」の欄には、財務諸表監査が実施されているファンド数の合計数の投資先ファンド数の合計数に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。
- 5 ある対象有価証券に係るファンド資産の一部又は全部を他の対象有価証券に投資するスキームが用いられている場合であって、投資元又は投資先のファンド資産のいずれか一方について外部監査が実施されていることにより、実質的に、投資元及び投資先のファンド資産について外部監査が実施されていると評価できる場合には、投資元及び投資先のファンド資産について外部監査が実施されているものとみなすことができる（口及びハにおいて同じ。）。

ロ 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務におけるファンド監査の状況

	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合
	公募	私募	公募	私募	
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 ()	本 ()	本 ()	本 ()	%
ファンド数	本	本	本	本	

(注意事項)

- 1 投資信託及び外国投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合は、当該投資信託及び外国投資信託に係る外部監査の状況について記載し、投資法人と資産の運用に係る委託契約を締結し、当該委託契約に基づき、当該投資法人の資産の運用を行っている場合には、当該投資法人の財務諸表に係る外部監査の状況について記載すること。
- 2 「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けている投資信託、外国投資信託及び投資法人の数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものである投資信託、外国投資信託及び投資法人の数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。
- 3 「ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとの投資信託、外国投資信託及び投資法人の総数を記載すること。
- 4 「財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合」の欄

には、財務諸表監査が実施されているファンド数の合計数のファンド数の合計数に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること（ハにおいて同じ。）。

ハ 法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る業務におけるファンド監査の状況

	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合
	公募	私募	公募	私募	
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 ()	本 ()	本 ()	本 ()	%
ファンド数	本	本	本	本	

(注意事項)

- 1 法第2条第8項第15号イからハマまでに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）に係る外部監査の状況について記載すること。
- 2 「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けているファンド資産の本数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものであるファンド資産の本数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。
- 3 「ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとのファンド資産の総数を記載すること。

④ 主要な経営指標等の推移

	当期	前期	前々期
全体収益	百万円	百万円	百万円
うち投資運用部門収益	百万円	百万円	百万円
当期純損益	百万円	百万円	百万円
契約件数	件	件	件
運用財産総額合計	百万円	百万円	百万円
委託者報酬及び運用受託報酬	百万円	百万円	百万円
年金受託割合	%	%	%

(注意事項)

- 1 「契約件数」の欄には、投資一任契約に係る業務に関して、期末における数値を記載すること。
- 2 「年金受託割合」の欄には、投資一任契約に係る業務に関して、年金（年金積立金管理運用独立行政法人その他の公的年金制度に係る年金積立金の運用を行う主体、厚生年金基金、企業年金基金、規約型企業年金又は企業年金連合会をいう。）を相手方とする契約に係る運用財産総額の運用財産総額合計に占める割合（小数点以下第2位以下を切

り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。)の期末における数値を記載すること。

(16) 投資一任契約に係る業務の状況

① 契約件数等

	国内			小計	海外		小計	合計
	公的年金	私的年金	その他		年金	その他		
契約件数	件	件	件	件	件	件	件	件
運用財産総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%	%	%	%	

(注意事項)

- 「公的年金」の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人その他の公的年金制度に係る年金積立金の運用を行う主体との契約分を、「私的年金」の欄には、厚生年金基金、企業年金基金、規約型企業年金又は企業年金連合会との契約分を記載すること。
- 「契約件数」の欄及び「運用財産総額」の欄には、期末における数値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 「割合」の欄には、各運用財産総額の運用財産総額の合計額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。

② 投資一任契約に係る投資の状況

イ 有価証券の売買状況（約定ベース・受渡しベース）

株式 売買高	公社債券 売買高	受益証券 売買高	信託受益権 売買高	その他有価証券 売買高
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(注意事項)

- 有価証券の売買のうちデリバティブ取引を除いた計数を記入すること。
- 外貨建ての契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 「株式売買高」の欄にはその金額を約定ベース（精算金額）又は受渡しベース（精算金額）のいずれかに基づいて記載すること。
- 現先売買は、「公社債券売買高」の欄に外書きすること。
- 新株予約権付社債の分離後の新株予約権部分は「株式売買高」の欄に、社債部分は「公社債券売買高」の欄に金額を内書きすること。

ロ デリバティブ取引の状況（約定ベース・受渡しベース）

(イ) 市場デリバティブ取引高

先物取引高		オプション取引高		その他	
株式	公社債券	株式	公社債券		

改正案						現行					
百万円		百万円		百万円		百万円		百万円		百万円	
(ロ) 店頭デリバティブ取引高											
先渡取引高		オプション取引高		スワップ取引高		その他					
百万円		百万円		百万円		百万円					
(ハ) 外国市場デリバティブ取引高											
先物取引高		オプション取引高		その他							
株式	公社債券	株式	公社債券								
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		百万円					
(注意事項)											
1 「デリバティブ取引高」は、想定元本ベースで記載すること。											
2 外貨建ての契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。											
ハ 金融商品取引行為の相手方の状況											
相手方		取引額		備考							
(注意事項)											
1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。											
相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(16)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。											
ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(16)において同じ。）を記載すること。											
2 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。											
3 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為											

の概要について注記すること。

③ 運用受託報酬 百万円

④ 自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行 有価証券	うち関係会社 発行有価証券	うち自己設定 投資信託の受 益証券等	うち関係会社 設定投資信託 の受益証券等
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%

(注意事項)

自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第2条第8項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

⑤ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関 係会社の名称等

(注意事項)

1 権利者（特定投資家を除く。）に権利が属する運用財産の運用として対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者等をいう。以下この注意事項において同じ。）のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

2 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑥ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する 投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を 把握することが困 難である投資対象 の保有額	割合
株式	百万円	百万円	%
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%
その他の有価証券			%
その他の資産 (現金・預金を含む。)			%
全体			%

(注意事項)

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

⑦ 対象有価証券の名義人の状況

名義人の名称	関係内容	理由

(注意事項)

1 運用財産の管理について、権利者が信託会社等（第130条第1項第15号に規定する信託会社等をいう。以下この注意事項において同じ。）への信託を行うものであって、当

該運用財産の運用に関し投資した対象有価証券（同条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の名義人が権利者又は信託会社等でない場合、当該名義人の状況について、名義人ごとに記載すること。

- 2 「名義人の名称」の欄には、対象有価証券の名義人の商号又は名称を記載すること。
- 3 「関係内容」の欄には、投資一任契約に係る業務を行う者と名義人との関係内容について記載すること。
- 4 「理由」の欄には、対象有価証券の名義人が権利者又は信託会社等でない理由について記載すること。

(17) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

① 投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	設定		解約	償還		期中増減	残存	
	ファン ド数	元本 額		ファン ド数	元本 額		ファン ド数	元本 額
		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
単位型投資信託								
追加型投資信託								
株式投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
公社債投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
不動産投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
その他投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
投資信託計								
親投資信託受益証券								

(注意事項)

- 1 投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親投資信託受益証券」の欄は親投資信託ごとに区分して記載すること。
- 2 募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

② 外国投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	設定		解約	償還		期中増減	残存	
	ファン ド数	元本 額		ファン ド数	元本 額		ファン ド数	元本 額
単位型外国投資信託		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
追加型外国投資信託								
株式外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
公社債外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
不動産外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
その他外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
外国投資信託計								
親外国投資信託受益証券								

(注意事項)

- 1 外国投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親外国投資信託受益証券」の欄は親外国投資信託ごとに区分して記載すること。
- 2 募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。
- 3 外貨建てファンドの場合は、設定日、解約日、償還日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

③ 投資法人との資産運用委託契約の状況

対象	区分	前期末		新規 契約数	解約 契約数	契約資 産の期 中増減 額	運用に よる期 中増減 額	当期末	
		契約数	契約 資産額					契約数	契約 資産額

改正案								現行							
有価証券	オープン・エンド型投資法人		百万円			百万円	百万円			百万円					
	クローズド・エンド型投資法人														
	計														
不動産	オープン・エンド型投資法人														
	クローズド・エンド型投資法人														
	計														
その他	オープン・エンド型投資法人														
	クローズド・エンド型投資法人														
	計														
	オープン・エンド型投資法人														
	クローズド・エンド型投資法人														
	合計														

(注意事項)

- 1 登録投資法人との間に締結した資産運用委託契約の契約資産について、前期末残高、当期中における新規、解約、期中増減及び当期末残高を記載すること。
 - 2 資産運用委託契約期間の終了以外の理由により解約となったものについては、その理由を注記すること。
 - 3 募集及び私募ごとに記載すること。
 - 4 対象欄の「有価証券」、「不動産」、「その他」は、投資法人の主たる投資対象資産ごとの分類であり、当該分類に従い、投資法人の主たる投資対象資産ごとに記載すること。
- ④ 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況
- イ 有価証券の売買状況

区分	売付		買付		合計		備考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	

改正案

現行

新株予約権証券							
公社債券							
信託受益権							
その他							
計							
親投資信託受益証券							

ロ 市場デリバティブ取引の状況

区 分		売 付	買 付	合 計	備 考
		百万円	百万円	百万円	
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	_()_				
	()				
	()				

ハ 店頭デリバティブ取引の状況

区 分		売 付	買 付	合 計	備 考
		百万円	百万円	百万円	
先渡取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	_()_				
	()				
	()				

ニ 外国市場デリバティブ取引の状況

区 分		売 付	買 付	合 計	備 考
		百万円	百万円	百万円	
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション	株券に係る取引				

改正案	現行
-----	----

取引	債券に係る取引				
	その他				
その他	()				
	()				
	()				

ホ 不動産の売買の状況

区 分		売 付	買 付	合 計	備 考
		百万円	百万円	百万円	
賃貸用	建物				
	土地				
	その他				
賃貸用以外	建物				
	土地				
	その他				

ヘ その他の特定資産の売買の状況

区 分		売 付	買 付	合 計	備 考
		百万円	百万円	百万円	

(注意事項)

- 1 当期中に行われた有価証券の売買、デリバティブ取引及び不動産の売買等の状況を記載すること。
なお、これら以外の資産の売買等の状況については、当該資産を主たる投資対象としている場合に限り、その状況を記載すること。
- 2 「有価証券の売買状況」は、デリバティブ取引を除いた計数を記載すること。
- 3 「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下3において同じ。）を、「オプション取引」の欄には同項第3号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。
「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第2条第22項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には同項第3号及び第4号掲げる取引に係る取引額を記載すること。
「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には同項第3号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。

ト 金融商品取引行為の相手方の状況

相手方	取引額	備考

(注意事項)

- 1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。
相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(17)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載すること。
ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(17)において同じ。）を記載すること。
- 2 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。
- 3 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

⑤ 投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表

イ 投資信託

投資信託名	設定年月日	信託期間	当初設定額	純資産総額	特定資産組入比率		基準価額	過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率	設定来年平均受益者利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

(注意事項)

- 1 単位型株式投資信託、追加型株式投資信託、単位型公社債投資信託、追加型公社債投資信託、単位型不動産投資信託、追加型不動産投資信託、単位型その他投資信託、追加型その他投資信託及び親投資信託ごとに分けて記載すること。
- 2 記載は、設定日の順序で記載すること。なお、他の投資信託委託会社から引き継いだ投資信託財産がある場合には、その旨及び当該投資信託財産を引き継いだ年月日を

「備考」の欄に記載すること。

3 特定資産組入比率について、「特定資産」の欄には組入比率50%以上の特定資産の種類を、「比率」の欄には当該特定資産の組入比率を記載すること。なお、組入比率50%以上の特定資産がない場合、組入比率が一番高い特定資産の種類及び当該特定資産の組入比率を記載すること。

4 追加型投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」の欄の記載を要しない。

5 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。

また、他の投資運用業を行う者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引き継いだ年月日を「備考」の欄に記載すること。

ロ 外国投資信託

外国投資信託名	設定年月日	信託期間	当初設定額	純資産総額	基準価額	過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率	設定来年平均受益者利回り	備考
			百万円	百万円	円	%	%	

(注意事項)

1 単位型株式外国投資信託、追加型株式外国投資信託、単位型公社債外国投資信託、追加型公社債外国投資信託、単位型不動産外国投資信託、追加型不動産外国投資信託、単位型その他外国投資信託、追加型その他外国投資信託及び親外国投資信託ごとに分けて記載すること。

2 記載は、設定日の順序で記載すること。

3 追加型外国投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」の欄の記載を要しない。

4 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。

また、他の投資運用業を行う者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引き継いだ年月日を「備考」の欄に記載すること。

5 外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

また、「過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末

の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。

ハ 投資法人

名称	設立年月日	存続期間	当初出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たり純資産額	過去1年の分配金 込み払戻金額の騰落率	設定来年平均運用利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

(注意事項)

- 1 クローズド・エンド型投資法人、オープン・エンド型投資法人及び投資法人以外のビークルに分けて、かつ、その主たる投資対象資産により株式、公社債、不動産、その他の資産ごとに分けて記載すること。
- 2 記載は、資産運用委託契約を締結した日の順序で記載すること。なお、投資法人及び投資法人以外のファンドの設立の当初から資産運用を受託していない場合は、その旨を「備考」の欄に付記すること。
- 3 特定資産組入比率について、「特定資産」の欄には組入比率50%以上の特定資産の種類を、「比率」の欄には当該特定資産の組入比率を記載すること。なお、組入比率50%以上の特定資産がない場合、組入比率が一番高い特定資産の種類及び当該特定資産の組入比率を記載すること。
- 4 オープン・エンド型投資法人については、「設定来年平均運用利回り」の記載を要しない。
- 5 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。また、他の投資運用業を行う者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引継いだ年月日を「備考」の欄に記載すること。

- ⑥ 委託者報酬及び運用受託報酬 百万円
- ⑦ 自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券	うち自己設定投資信託の受益証券等	うち関係会社設定投資信託の受益証券等
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%

(注意事項)

自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第2条第8項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

⑧ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

- 運用財産の運用として対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者等をいう。以下この注意事項において同じ。）のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。
- 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑨ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
株式	百万円	百万円	%
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%
その他の有価証券			%
その他の資産			%

改正案

現行

(現金・預金を含む。)			
全体			%

(注意事項)

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

(18) 法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る業務の状況

① 設定及び償還の状況

区分	前期末		設定フ ア ン ド 数	償還フ ア ン ド 数	期中元 本 増 減 額	当期末	
	フ ア ン ド 数	元本 額				フ ア ン ド 数	元本 額
法第2条第2項 第5号又は第6 号に掲げる権利 に係るもの		百万 円			百万 円		百万 円
そ の 他							
合 計							

(注意事項)

- 運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。
- 募集及び私募ごとに記載すること。

② ファンドの保有資産の売買等の状況

イ 有価証券の売買状況

区 分	売 付		買 付		合 計		備 考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株予約権証券							
公社債券							
信託受益権							
その他							
計							

改正案

現行

ロ 市場デリバティブ取引の状況

区 分		売 付	買 付	合 計	備 考
		百万円	百万円	百万円	
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	()				
	()				
	()				

ハ 店頭デリバティブ取引の状況

区 分		売 付	買 付	合 計	備 考
		百万円	百万円	百万円	
先渡取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	()				
	()				
	()				

ニ 外国市場デリバティブ取引の状況

区 分		売 付	買 付	合 計	備 考
		百万円	百万円	百万円	
先物取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
オプション取引	株券に係る取引				
	債券に係る取引				
	その他				
その他	()				
	()				
	()				

(注意事項)

- 1 当期中に行われた有価証券の売買及びデリバティブ取引の状況を記載すること。

改正案

現行

- 2 「有価証券の売買状況」は、デリバティブ取引を除いた計数を記載すること。
- 3 「市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額（想定元本ベース。以下3において同じ。）を、「オプション取引」の欄には同項第3号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。
- 「店頭デリバティブ取引の状況」中、「先渡取引」の欄には法第2条第22項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には同項第3号及び第4号に掲げる取引に係る取引額を記載すること。
- 「外国市場デリバティブ取引の状況」中、「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を、「オプション取引」の欄には同項第3号に掲げる取引と類似の取引に係る取引額を記載すること。

ホ 金融商品取引行為の相手方の状況

相手方	取引額	備考

(注意事項)

- 1 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。
- 相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(18)において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として未上場会社（その発行するいずれの有価証券も金融商品取引所（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に上場されていない会社をいう。）が発行する株券を投資の対象とする法第2条第8項第15号に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは、記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。
- ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下(18)において同じ。）を記載すること。
- 2 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。
- 3 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

③ 運用するファンド一覧表

名称	設定年月日	存続期間	総資産額	備考

改正案

現行

			百万円	

(注意事項)

- 1 記載は、ファンドを設定した日の順序で記載すること。
- 2 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。

④ 運用受託報酬その他の法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬

百万円

⑤ 自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行 有価証券	うち関係会社 発行有価証券	うち自己設定 投資信託の受 益証券等	うち関係会社 設定投資信託 の受益証券等
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%

(注意事項)

自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第2条第8項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

⑥ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における 関係会社の名称等

(注意事項)

- 1 運用財産の運用として対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他フ

ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者等をいう。以下この注意事項において同じ。)のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。

2 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑦ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する 投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を 把握することが困 難である投資対象 の保有額	割合
株式	百万円	百万円	%
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%
その他の有価証券			%
その他の資産 (現金・預金を含む。)			%
全体			%

(注意事項)

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

(19) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① 運用財産の状況

全ての運用

改正案	現行
-----	----

財産の総額	うち法第 2条第8 項第12号 イに掲げ る契約に 基づく行 為に係る もの	うち法第 2条第8 項第12号 ロに掲げ る契約に 基づく行 為に係る もの	うち法第 2条第8 項第14号 に掲げる 行為に係 るもの	うち法第 2条第8 項第15号 に掲げる 行為に係 るもの	うち法第 63条第1 項第2号 に掲げる 行為に係 るもの	うち附則 第48条第 1項に規 定する業 務に係る もの
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注意事項)

- 1 「うち法第2条第8項第15号に掲げる行為に係るもの」の欄の金額は、「うち法第63条第1項第2号に掲げる行為に係るもの」及び「うち附則第48条第1項に規定する業務に係るもの」に該当するものを除く。
- 2 「うち附則第48条第1項に規定する業務に係るもの」の欄には、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第1項に規定する業務に係る運用財産の総額を記載すること。
- 3 表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

② 顧客の状況

顧 客	顧客数
特定投資家	名
第16条の3各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の5各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
合 計	

(注意事項)

- 1 本表においては、法第63条第1項第2号に掲げる行為及び証券取引法等の一部を改正する法律附則第48条第1項に規定する業務に係る顧客を含めないこと。
- 2 「顧客数」の欄には、期末における人数を記載すること。

③ 法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

顧 客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円

改正案

現行

第16条の3各号に掲げる特定投資家に
準ずる者

令第15条の10の5各号に掲げる金融商
品取引業者と密接な関係を有する者

(注意事項)

- 1 「契約件数」の欄及び「顧客数」の欄には、当期中の数を記載すること。
- 2 「私募の取扱い」の欄には、当期中の私募の取扱い金額を記載すること。
- 3 表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(20) 投資助言業務の状況

① 契約件数等

投資顧問契約 (投資一任契約を除く)	うち顧客の資産の額を前提とした契約	
契約件数	契約件数	資産総額
件	件	百万円

② 内部管理の状況

(注意事項)

- 1 「契約数」の欄及び「資産総額」の欄には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」の欄には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 2 内部管理の状況
「内部管理の状況」には、顧客との利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

③ 投資助言報酬 百万円

(21) 代理・媒介業務の状況

① 代理・媒介を行う金融商品取引業者等

契約年月日	代理・媒介の別	金融商品取引業者等名	金融商品取引業者等の 登録番号

② 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介の状況

代理・媒介を行う金融 商品取引業者等の名称	投資顧問契約		投資一任契約		計	
	代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介

改正案							現行
	件	件	件	件	件	件	
計							
③ 代理・媒介手数料の状況							
<u>代理・媒介を行う金融商品取引業者等の名称</u>	<u>代理・媒介手数料</u>	<u>その他受入手数料</u>	<u>計</u>				
	百万円	百万円	百万円				
計							
④ 内部管理の状況							
<u>(注意事項)</u>							
1 代理・媒介を行う金融商品取引業者等							
当期末現在において投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介の委託を受けている金融商品取引業者等との契約年月日、その商号又は名称及び登録番号を記載すること（複数の金融商品取引業者等が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。）。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。							
2 代理・媒介手数料等の状況							
「代理・媒介手数料」の欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、事業年度中に金融商品取引業者等から得た代理・媒介業務に係る手数料のうち、契約締結の代理・媒介に係る手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「代理・媒介手数料」の欄に一括して記載すること。							
3 内部管理の状況							
「内部管理の状況」には、顧客情報の管理態勢、兼業業務における優越的地位の濫用を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。							
2 経理の状況							
別紙様式第12号2経理の状況の記載要領及び注意事項に従い貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を作成すること。							

改正案	現行
<p>（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）</p> <p>第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十条三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額</p> <p>イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。</p>	<p>（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）</p> <p>第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十条三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額</p> <p>イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。</p>

）及び株式（出資を含む。以下イにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。）

(1)・(2) (略)

ロ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜六 (略)

七 第七十四条第三号に掲げる保険契約に關し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面（第五項において「運用状況報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置

七の二〜十 (略)

く。）及び株式（出資を含む。以下このイにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。）

(1)・(2) (略)

ロ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜六 (略)

七 第七十四条第一号及び第三号に掲げる保険契約に關し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、次のイ又はロに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イ又はロに定める対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面（以下「運用報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置

イ 第七十四条第一号に掲げる保険契約 一年（第八十三条第一号イ及びハに掲げる保険契約に該当する場合にあっては、三月を超えない期間）

ロ 第七十四条第三号に掲げる保険契約 一年

七の二〜十 (略)

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに關し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険契約（法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第五十四条の四及び第五十四条の五において同じ。）に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イ〜ハ（略）

2〜4（略）

5 第一項第七号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用状況報告書の作成の基準とした日をいう。）の翌日（当該運用状況報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用状況報告書の基準日までの期間をいう。

6 第一項第七号の対象期間は、一年を超えてはならない。

（削る）

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに關し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イ〜ハ（略）

2〜4（略）

5 第一項第七号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用報告書の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該書面の基準日までの期間をいう。

（新設）

（運用報告書の記載事項）

第五十三条の二 運用報告書（法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約に係るものに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号並びに次項各号に掲げる事項については、保険契約者が特定投資家である場合は、この限りでない。

一 当該運用報告書の対象期間（前条第五項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）

二 当該運用報告書の対象期間における特別勘定に属する財産の運

用の経過（当該財産の額の主要な変動の要因を含む。）

三 特別勘定に属する財産の運用状況の推移

四 当該運用報告書の対象期間における特別勘定に属する財産の運用方針及び当該運用方針に従った投資が行われたかについての分析に関する事項

五 当該運用報告書の基準日の翌日以後における運用方針

六 当該保険会社とその財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査を受けている場合において、当該運用報告書の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

2

基準日における特別勘定に属する財産を対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において同じ。）

（その保有額の当該財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該保険契約の相手方に対し交付した当該保険契約に係る契約締結前交付書面（法第三百条の二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面をいう。）若しくは契約変更書面（当該保険契約の一部の変更に伴い当該契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合において、当該変更すべき記載事項を記

載した書面をいう。)又は運用報告書に次に掲げる事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。

一 当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

二 当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産(以下この号及び第四号において「ファンド資産」という。)の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項(同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。)に係る重要な業務に係る事務を行う者(次号において「ファンド関係者」という。)の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

三 当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係
四 ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合には当該外部監査を行う者の氏名又は名称

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 (略)

2・3 (略)

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二の二 (略)

2・3 (略)

(運用報告書の記載事項等)

第五十四条の四 法第百条の五第一項に規定する内閣府令で定める事

(新設)

項は、次に掲げる事項とする。

一 対象期間（直前の基準日（運用報告書（法第百条の五第一項に規定する運用報告書をいう。以下この条、次条第一号及び第二号三十四条の二十五第一項第六号の二において同じ。）の作成の基準とした日をいう。以下この条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用報告書の基準日までの期間をいう。以下この条において同じ。）

二 運用実績連動型保険契約に基づいて運用する財産の運用状況として次に掲げる事項

イ 対象期間における特別勘定に属する財産の運用の経過（当該財産の額の主要な変動の要因を含む。）

ロ 特別勘定に属する財産の運用状況の推移

三 対象期間における特別勘定に属する財産の運用方針及び当該運用方針に従った投資が行われたかについての分析に関する事項

四 基準日の翌日以後における運用方針

五 当該保険会社とその財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査を受けている場合において、当該運用報告書の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

2 | 基準日における特別勘定に属する財産を対象有価証券（金融商品

取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において同じ。

（その保有額の当該財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該保険契約の相手方に対し交付した当該保険契約に係る契約締結前交付書面（法第三百条の二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面をいう。）若しくは契約変更書面（当該保険契約の一部の変更に伴い当該契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合において、当該変更すべき記載事項を記載した書面をいう。）又は運用報告書に次に掲げる事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。

一 当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

二 当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この号及び第四号において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項（同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。）に係る重要な業務を行う者（次号において「フ

-
- 「アンド関係者」という。）の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項
 - 三 当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係
 - 四 ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称
 - 3 対象期間は、一年（第八十三条第一号イ及びハに掲げる保険契約に該当する場合にあっては、三月。第五項第二号において同じ。）を超えてはならない。
 - 4 運用報告書は、対象期間経過後遅滞なく作成し、運用実績連動型保険契約の保険契約者に交付しなければならない。
 - 5 法第百条の五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 運用実績連動型保険契約の保険契約者の同居者が確実に運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該保険契約者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその基準日までに同意している場合（当該基準日までに当該保険契約者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。）
 - 二 他の法令の規定により、一年に一回以上、運用実績連動型保険契約の保険契約者に対して運用報告書に記載すべき事項を記載した書面が交付され、又は当該事項を記録した電磁的記録が提供される場合
 - 三 運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第三十条の三第四項（同法第三十四条の四第六項において準用する場
-

合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者である場合

(保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの)

第五十四条の五 法第百条の五第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 運用実績連動型保険契約の保険契約者からの運用報告書に記載すべき事項に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

二 運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第三十条の二第五項の規定により特定投資家以外の保険契約者とみなされる場合

(特別勘定を設けなければならない保険契約)

第七十四条 法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約(次に掲げる保険契約をいう。第七十五条の二第一項及び第三項において同じ。)

イ・ロ (略)

二・三 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項

(新設)

(特別勘定を設けなければならない保険契約)

第七十四条 法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約(次に掲げる保険契約をいう。第七十五条の二第一項及び第三項において同じ。)

イ・ロ (略)

二・三 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ〜チ (略)

リ イからチまでに掲げるもののほか、法人若しくは法人に準ずるもの（以下リにおいて「団体」という。）又は被保険団体（同一の保険契約に属する被保険者の集団をいう。以下リにおいて同じ。）の代表者を保険契約者とし、原則として当該団体又は当該被保険団体を構成する者を十人以上被保険者とする保険契約であつて、被保険者の年金支払開始日以降当該被保険者が生存している期間中又は当該保険契約において年金を受け取るべき者（以下リにおいて「受取人」という。）が生存している期間中又は当該保険契約で定める期間中、当該被保険者に係る年金を当該被保険者又は当該受取人に支払うことを約する保険契約（第百六十四条において「団体等年金保険契約」という。）

又〜カ (略)

二 (略)

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号、第二項各号及び第三項各号に掲げる事項

イ〜テ (略)

は、次に掲げる事項とする。

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ〜チ (略)

リ イからチまでに掲げるもののほか、法人若しくは法人に準ずるもの（以下このリにおいて「団体」という。）又は被保険団体（同一の保険契約に属する被保険者の集団をいう。以下このリにおいて同じ。）の代表者を保険契約者とし、原則として当該団体又は当該被保険団体を構成する者を十人以上被保険者とする保険契約であつて、被保険者の年金支払開始日以降当該被保険者が生存している期間中又は当該保険契約において年金を受け取るべき者（以下このリにおいて「受取人」という。）が生存している期間中又は当該保険契約で定める期間中、当該被保険者に係る年金を当該被保険者又は当該受取人に支払うことを約する保険契約（第百六十四条において「団体等年金保険契約」という。）

又〜カ (略)

二 (略)

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項並びに同条第三項及び第四項各号に掲げる事項

イ〜テ (略)

(特別勘定を設けなければならない保険契約)

第百五十三条 法第百九十九条において準用する法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める日本における保険契約は、次に掲げるものとする。

- 一 法第百九十九条において準用する法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約（次に掲げる保険契約をいう。第百五十四条の二第一項及び第三項において同じ。）

イ・ロ (略)

二・三 (略)

(業務、経理に関する規定の準用)

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二まで、第五十四条の四、第五十四条の五及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年

(特別勘定を設けなければならない保険契約)

第百五十三条 法第百九十九条において準用する法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める日本における保険契約は、次に掲げるものとする。

- 一 法第百九十九条において準用する法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約（次に掲げる保険契約をいう。第百五十四条の二第一項及び第三項において同じ。）

イ・ロ (略)

二・三 (略)

(業務、経理に関する規定の準用)

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければ

度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百四十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二」と、同項第一号から第六号まで中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第一百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号中「第七十四条第三号」とあるのは「第一百五十三条第三号」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支

ばならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百四十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二」と、同項第一号から第六号まで中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第一百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号中「第七十四条」とあるのは「第一百五十三条」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「法第百八十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百八十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八

店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（法第九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは

八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（法第九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と

は「日本における保険契約者等」と、第五十四条の四及び第五十四条の五中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の七中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同

と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十九条の七中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と

項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

九の二 当該特定保険契約が法第百条の五第一項(法第百九十九条において準用する場合を含む。)に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十〇十四 (略)

十五 第九号の二の特定保険契約が、当該特定保険契約の締結後に当該特定保険契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるときにおける準用金融商品取引法第三十七条

と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

九の二 当該特定保険契約が法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十〇十四 (略)

十五 第九号の二の特定保険契約が、当該特定保険契約の締結後に当該特定保険契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるときにおける準用金融商品取引法第三十七条

の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前各号に掲げる事項のほか、第五十四条の四第二項各号に掲げる事項とする。

2
(略)

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十五 特定保険契約等が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項(特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等(保険証券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項(結約書作成及び交付義務)(法第二百九十三条において準用する場合を含む。))に規定する書面を総称する。以下この条において同じ。)を交付する場合にあつては、当該保険証券等に記載された事項を除く。)を記載しなければならない。

一〜六 (略)

六の二 当該特定保険契約が法第百条の五第一項(法第百九十九条において準用する場合を含む。)に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあつては、運用報告書を交付する頻度

七 (略)

2
(略)

の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前各号に掲げる事項のほか、第五十三条の二第二項各号に掲げる事項とする。

2
(略)

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十五 特定保険契約等が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項(特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等(保険証券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項(結約書作成及び交付義務)(法第二百九十三条において準用する場合を含む。))に規定する書面を総称する。以下この条において同じ。)を交付する場合にあつては、当該保険証券等に記載された事項を除く。)を記載しなければならない。

一〜六 (略)

六の二 当該特定保険契約が法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあつては、運用報告書を交付する頻度

七 (略)

2
(略)

十三 保険業法施行規則及び内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
 施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第十号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に必要な事項に関する経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）第七十五条の二及び第五十四条の二の規定は、平成十八年四月一日前に締結された保険契約であつて保険業法第百条の五第一項（保険業法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する運用実績連動型保険契約であるものに係る特別勘定についても適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に必要な事項に関する経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）第七十五条の二及び第五十四条の二の規定は、平成十八年四月一日前に締結された保険契約であつて保険業法第百十八条第一項（保険業法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する運用実績連動型保険契約であるものに係る特別勘定についても適用する。</p>

改正案	現行
<p>(信託財産状況報告書の記載事項等) 第十九条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 信託業務を営む金融機関は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、<u>第二十条各号</u>に該当するときは、この限りでない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(信託財産状況報告書の交付頻度)</p> <p>第十九条の二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 信託行為において計算期間より短い期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、受益者に交付する旨の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該信託行為において定める期間</p>	<p>(信託財産状況報告書の記載事項等) 第十九条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 信託業務を営む金融機関は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、<u>次条各号</u>に該当するときは、この限りでない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(新設)</p>

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十八条第三項の規定による信託契約である場合 三月

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十条（略）

一〇八（略）

九 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。）に第十九条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

十（略）

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第二十二條（略）

二〇九（略）

10 信託業務を営む金融機関は、厚生年金保険法第百三十条の二第一

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十条（略）

一〇八（略）

九 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。）に前条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

十（略）

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第二十二條（略）

二〇九（略）

10 信託業務を営む金融機関は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律

項に規定する信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、同法第三百十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約の相手方である厚生年金基金から同法第三百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従つて当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。

【第百十五号】第三百十条の二第一項に規定する信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、同法第三百十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約の相手方である厚生年金基金から同法第三百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従つて当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。

改正案	現行
<p>（信託財産状況報告書の記載事項等） 第三十七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 信託会社は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によって設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、<u>第三十八条各号</u>に該当するときは、この限りでない。</p> <p>6・7（略）</p> <p>（信託財産状況報告書の交付頻度） 第三十七条の二 法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 信託行為において計算期間より短い期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、受益者に交付する旨の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該信託行為において定める期間</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の</p>	<p>（信託財産状況報告書の記載事項等） 第三十七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 信託会社は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によって設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、<u>次条各号</u>に該当するときは、この限りでない。</p> <p>6・7（略）</p> <p>（新設）</p>

二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項の規定による信託契約である場合 三月

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第三十八条（略）

一〇七（略）

八 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に第三十七条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

九（略）

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条（略）

二〇九（略）

10 信託会社は、厚生年金保険法第三百十条の二第一項の規定による信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、同法第三百十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約の相手方である厚生年金基金から

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第三十八条（略）

一〇七（略）

八 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に前条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

九（略）

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条（略）

二〇九（略）

10 信託会社は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第三百十条の二第一項の規定による信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、同法第三百十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約

同法第三百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従って当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。

の相手方である厚生年金基金から同法第三百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従って当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。

改正案

現行

<p>（個人過剰貸付契約から除かれる契約） 第十条の二十一 法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）であつて、次に掲げるものを担保とする貸付に係る契約（担保に供する当該有価証券の購入に必要な資金の貸付に係る契約を含み、貸付けの金額が当該貸付に係る契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券</p> <p>ロ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るものを除く。）</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（個人過剰貸付契約から除かれる契約） 第十条の二十一 法第十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）であつて、次に掲げるものを担保とする貸付に係る契約（担保に供する当該有価証券の購入に必要な資金の貸付に係る契約を含み、貸付けの金額が当該貸付に係る契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。）</p> <p>イ 金融商品取引法第二条第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券</p> <p>ロ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2 （略）</p>
--	--

改正案	現行
<p>（実務経験による短答式試験科目の免除）</p> <p>第七条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第一条の二に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、次の各号（第三号、第四号及び第十二号から第十四号までを除く。）に定める法人が、法令に基づき、免除申請者の同条に規定する会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間を通じて、公認会計士又は監査法人の監査を受けていることを要する。</p> <p>一 上場会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二十一条）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二十一条）第二十七条の二各号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るものに並びに同法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者をいう。）</p> <p>二 二〇一四（略）</p>	<p>（実務経験による短答式試験科目の免除）</p> <p>第七条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第一条の二に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、次の各号（第三号、第四号及び第十二号から第十四号までを除く。）に定める法人が、法令に基づき、免除申請者の同条に規定する会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間を通じて、公認会計士又は監査法人の監査を受けていることを要する。</p> <p>一 上場会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二十一条）第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二十一条）第二十七条の二各号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るものを除く。）の発行者をいう。）</p> <p>二 二〇一四（略）</p>

改正案

現行

<p>（市場分析審査課の所掌事務）</p> <p>第十三条 市場分析審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、預金保険法、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（次条第一号において「金融商品取引法等」と総称する。）に基づく報告又は資料の徴取及び報告の求め（金融商品取引法第九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、預金保険法第三百九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債、株式等の振替に関する法律第二百八十六条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十一条第六項及び第七項の規定により委任されたものに限る。）その他の情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査に関する専門的な事務（次号及び第十八条第三項から第七項までにおいて「市場分析審査事務」という。）に関すること。</p> <p>二（略）</p>	<p>（市場分析審査課の所掌事務）</p> <p>第十三条 市場分析審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、預金保険法、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（次条第一号において「金融商品取引法等」と総称する。）に基づく報告又は資料の徴取（金融商品取引法第九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、預金保険法第三百九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債、株式等の振替に関する法律第二百八十六条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十一条第六項及び第七項の規定により委任されたものに限る。）その他の情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査に関する専門的な事務（次号及び第十八条第三項から第七項までにおいて「市場分析審査事務」という。）に関すること。</p> <p>二（略）</p>
---	--

(証券検査課の所掌事務)

第十四条 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融商品取引法等に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め(金融商品取引法第九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、預金保険法第三百九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債、株式等の振替に関する法律第二百八十六条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十一条第六項及び第七項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号、第十七条及び第十八条第八項から第十一項までにおいて「証券検査」という。)に関すること(市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するもの並びに証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く)。

二・三 (略)

(取引調査課の所掌事務)

第十五条 取引調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる調査並びに報告の求め及び受理に関すること(金融商品取引法第九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限る、市場分析審査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第十八条第十二項において「取引調査等」という。)
- イ 金融商品取引法第七十七条第一項の規定に基づく調査(同

(証券検査課の所掌事務)

第十四条 証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融商品取引法等に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査(金融商品取引法第九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、預金保険法第三百九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債、株式等の振替に関する法律第二百八十六条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十一条第六項及び第七項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号、第十七条及び第十八条第八項から第十一項までにおいて「証券検査」という。)に関すること(市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するもの並びに証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く)。

二・三 (略)

(取引調査課の所掌事務)

第十五条 取引調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる調査又は報告の受理に関すること(金融商品取引法第九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限る、市場分析審査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第十八条第十二項において「取引調査等」という。)
- イ 金融商品取引法第七十七条の規定に基づく調査(同法第百

法第七十二条の十二第一項の規定による課徴金に関する調査を除く。)及び同法第七十七条第二項の規定に基づく報告の求め(同法第七十二条の十二第一項の規定による課徴金に関する調査に係るものを除く。)

ロ 金融商品取引法第八十五条の七第十四項の規定に基づく報告(同法第七十五条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。))に該当する事実に関するものに限る。)の受理

二・三 (略)

(開示検査課の所掌事務)

第十五条の二 開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる報告又は資料の徴取、検査、調査並びに報告の求め及び受理に関すること(金融商品取引法第九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたもの限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第十八条第十二項において「開示検査等」という。)

イ 金融商品取引法第二十六条第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第二項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)
及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五第一項の規定に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに同法第二十六条第二項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第三項(同法第二十七条の二十

七十二条の十二第一項の規定による課徴金に関する調査を除く。)

ロ 金融商品取引法第八十五条の七第十二項の規定に基づく報告(同法第七十五条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。))に該当する事実に関するものに限る。)の受理

二・三 (略)

(開示検査課の所掌事務)

第十五条の二 開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる報告の徴取若しくは受理、資料の徴取、検査又は調査に関すること(金融商品取引法第九十四条の七第二項から第四項までの規定により委任されたもの限り、市場分析審査課及び取引調査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第十八条第十二項において「開示検査等」という。)

イ 金融商品取引法第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第二項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)
及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五の規定に基づく報告又は資料の徴取及び検査

二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十第三項及び第二十七条の三十五第二項の規定に基づく報告の求め（同法第二十七条の三十第三項の規定に基づく報告の求めにあつては、同条第一項の規定に基づく報告又は資料の徴取及び検査に關して行うものに限る。）

ロ 金融商品取引法第二十七条の三十第二項及び第九十三条の二第六項の規定に基づく報告又は資料の徴取並びに同法第二十七条の三十第三項の規定に基づく報告の求め（同条第二項の規定に基づく報告又は資料の徴取に關して行うものに限る。）

ハ 金融商品取引法第七十七条第一項の規定に基づく調査及び同条第二項の規定に基づく報告の求め

ニ 金融商品取引法第八十五条の七第十四項の規定に基づく報告の受理

ホ 金融商品取引法第八十七条第一項の規定に基づく調査（同法第二章から第二章の五までの規定に係る同法第九十二条第一項の規定による申立てについて行うものに限る。）及び同法第八十七条第二項の規定に基づく報告の求め（同法第二章から第二章の五までの規定に係る同法第九十二条第一項の規定による申立てについて行うものに限る。）

二・三（略）

ロ 金融商品取引法第二十七条の三十第二項及び第九十三条の二第六項の規定に基づく報告又は資料の徴取

ハ 金融商品取引法第七十七条の規定に基づく調査

ニ 金融商品取引法第八十五条の七第十二項の規定に基づく報告の受理

ホ 金融商品取引法第八十七条の規定に基づく調査（同法第二章から第二章の五までの規定に係る同法第九十二条第一項の規定による申立てについて行うものに限る。）

二・三（略）